

整理番号			/	0
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年 4月 1日 4月29日 5月27日 支出額 6月24日	百万 千 円 2640
-------	--	----------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	グスキンモップリース料 4ヶ月分 $825 \times 4 = 3300$ $3300 \times 0.8 = 2640$
-----	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
山口京子	

DUSKIN <small>喜びのタネをまこす</small>		No 254702
領 収 書		2012年4月1日
山 口 京 子 様		
金額	7825 円	
但	H-F	
上記金額正に領収致しました。		
収入 印紙	領収内訳	お買上額 825 円 内消費税額 75 円
	取扱者印	
割印		
取扱者印		
※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。		

ダスキンプランチャイズチェーン加盟店

ダスキん 連
 有限会社いわし
 〒349-0122 蓮田市上2丁目5番
 TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

10-2

山口京子

DUSKIN
喜びのタネをまごころ

領 収 書

No 253018

R2年4月29日

山口様

金額	7	825	円
----	---	-----	---

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】

お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100 ※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

割印

但 H-F

上記金額正に領収致しました。

収入
印紙

領収内訳	お買上額	825	円	取扱者印	
	内消費税額	75	円		

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン 蓮田
有限会社いわい
〒349-0122 蓮田市上2丁目5-11
TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

DUSKIN
喜びのタネをまごころ

領 収 書

No 252046

R2年5月27日

山口様

金額	7	825	円
----	---	-----	---

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】

お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100 ※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

割印

但 H-F

上記金額正に領収致しました。

収入
印紙

領収内訳	お買上額	825	円	取扱者印	
	内消費税額	75	円		

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン 蓮田
有限会社いわい
〒349-0122 蓮田市上2丁目5-11
TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

DUSKIN
喜びのタネをまごころ

領 収 書

No 253743

R2年6月24日

山口様

金額	7	825	円
----	---	-----	---

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】

お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100 ※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)

割印

但 H-F

上記金額正に領収致しました。

収入
印紙

領収内訳	お買上額	825	円	取扱者印	
	内消費税額	75	円		

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン 蓮田
有限会社いわい
〒349-0122 蓮田市上2丁目5-11
TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

整理番号			16
------	--	--	----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日 2年 4月 1日	支出額 百万 千 円 3 4 6
使 途 備品(レンタルマット)	385 × 0.9 = 346.5 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

領収書等貼付欄

領収書

2020年04月01日 11:08 No.2985294

新井一徳県政調査事務所
 様
 お問い合わせ番号: [REDACTED]
 住所: 北本市中央1-81
 TEL:048-594-1600
 契約日付: 20110826
 配達日付: 20200401
 順番: 015-00
 設置場所:
 9時半～17時半 土日休
 毎度ありがとうございます。
 下記の通り金額致しました。
 アクセスマット既ACHS
 1 @350 ¥350

小計: ¥350
 消費税: ¥35
 合計: **¥385**

備考:
 *お知らせ「GW」の為、配達曜日が多少変更になりますので宜しくお願致します。
 株式会社クリン・モア
 お問い合わせ先: 本社サポートセンター
 〒123-0864
 東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号
 TEL: 03-3857-2233
 FAX: 03-3857-1233
 締日: 0
 振込日: 0
 ルート: C3105
 次回ルート: C3105
 宛先担当: [REDACTED]
 配達担当: [REDACTED]
 URL: <http://www.clean-more.jp>



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号				5
------	--	--	--	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和 2 年 04 月 01 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">94</td> <td style="text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円	5	94	000
百万	千	円							
5	94	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所家賃費(令和2年4月～令和2年9月の6ヶ月分)
-----	----------------------------

領収書等貼付欄 ③事務所家賃代として

660,000 円 × 0.9 = 594,000 円
政務活動に使用する割合が9/10であるため

領収証

No. _____

美田 志麻あき興政事務所様 2020 年 7 月 / 日

金額	4	6	6	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---	---

内 但 6ヶ月分(2020年7月～9月分)として

消費税等 上記正に領収いたしました

現金				
小切手				

〒HISA00-#778

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

美田 宗亮 様

令和元年9月

消費税率変更に伴う価格変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて 令和元年10月からの消費税率8%から10%への改定に伴い、

私どもの事務所家賃についても消費税率を変更することとなりました。

つきましては誠に恐縮ながら 10月以降の納入分より、消費税率を10%に改定させて

いただきたくお知らせ申し上げます。

何とぞご高承のうえ今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	階 号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示)三郷市采女 1-91		
		(登記簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ ()階建/全()戸		
	種 類		新築年月	平成 3 年 月
	面 積	20.66 m ²		
附属施設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2019 年 4 月 1 日 から 2022 年 3 月 31 日まで(3 年間)
年 月 日
(契約終了の通知をすべき期間) 2021 年 6 月 30 日から 2021 年 12 月 31 日まで

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 ¥108,000 円 (内消費税等 ¥8,000 円)	共益費	月額 (内消費税等 円)	家 財 保険料	円
敷 金	¥1,000,000 円 (賃料 ヶ月)	更新料	¥100,000 円	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却		事務手 数料	¥27,000
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで			

3—(4) 定期建物賃貸借契約書(事業用)

賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名
	住所

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号)) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 再契約に関する事項

甲. 乙. 仲介業者で協議の上

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気水道家具含む 2. 駐車場1台含む 3. 更新契約です。
--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月 / 日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL
	住所	[Redacted]	
乙・借主	氏名	美田宗亮	TEL 098-951-5826
	住所	三郷市彦成1-98-6	
連帯保証人	氏名	国	TEL
	住所		

	A	B		
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県三郷市彦成2-34-1	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社七福開発	商号又は名称	
	代表者の氏名	取締役 小林 [Redacted]	代表者の氏名	Ⓞ
	免許証番号	埼玉県 大臣知事 (4) 第19399号	免許証番号	大臣知事 () 第 号
	免許年月日	平成 20 年 8 月 27 日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名	[Redacted]	氏名	Ⓞ
	登録番号	[Redacted]	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	埼玉県三郷市彦成2-34-1 有限会社七福開発	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	取締役 小林 亮 則 098-957-0032	事務所所在地 TEL	

※ 国は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より頭書(4)に記載する額を償却して、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在するときには、前項の償却後の金額から当該債務の額を差し引いたその残額を、乙に返還するものとする。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項

を遵守しなければならない。

- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
 - 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
 - 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
 - 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
 - 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
 - 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 長期に休業するとき
 - 二 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 三 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(再契約)

- 第19条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。
- 2 再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

(契約の消滅)

- 第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

- 第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

- 第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

- 第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

- 第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

整理番号 12

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 4 月 2 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">824</td> </tr> </table>	百万	千	円		9	824
百万	千	円							
	9	824							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; font-family: cursive;">事務所馬車場更新料等 10916x0.9</p>
-----	---

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※ 領収書は、重ねて
※ 領収書を貼るスペ
(別紙にも整理番)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
35706	02-04-02	12:55
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥10,916	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
埼玉りそな銀行
川口支店
普通 4646943
カ)トータルホ-ム様

ご依頼人
ナカセヒテキ様
電話番号 048-223-6050
取扱番号 020001

印紙税申告納
付にき消和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

12-2

4/2 振込済

契約更新についてのお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、貴殿が現在賃借中の下記の物件についてですが、以下の期日をもちまして契約期間が満了致します。引き続き契約を継続される場合は下記の条件となりますのでお知らせ致します。

敬具

2020年2月22日

記

【物件名】川口1丁目パーキング

【期間満了日】2020年4月末日

1.新条件について 2020年5月1日～2021年4月末日迄（1年間）

①新賃料・・・20,000円

②消費税・・・2,000円

合計22,000円

2.契約更新時必要金について（銀行振込）

①更新事務手数料・・・11,000円（税込）

②送料 ▲84円

合計・・・10,916円

（振込先）

↓

埼玉りそな銀行 川口支店（普通）4646943 株式会社トータルホーム

※振込手数料につきましては借主様のご負担にてお願い致します。

※領収証の発行は致しておりませんので金融機関発行の振込証明書を領収証に代えさせていただきます。

【注】月々の賃料お振込口座とは異なりますので十分にご注意下さい。

万が一誤って賃料お振込口座に振り込んでしまった場合、そのお金は翌月の

賃料に充当させて頂くものとし、契約更新時必要金に関しては再度お振込頂きます。

3. 手続き期限

- ・更新時必要金：2020年4月20日までに振込
- ・返送書類：賃貸借契約更新書（同封書類）2部

【注】振込手数料につきましては借主様のご負担にてお願い致します。

【注】解約をご希望される場合は、契約期間に係らず1ヶ月前までにお知らせ下さい

以上

賃借人 永瀬 秀樹 様

北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3F
株式会社トータルホーム赤羽店
TEL 03-3598-9234

12-3

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画No.	■
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容				新 契 約 内 容				
旧契約期間				新契約期間				
2019	年	5	月	1	日	から		
2020	年	4	月	30	日	まで		
月 額				月 額				
21,600 円				22,000 円				
内訳	賃料			20,000 円	内訳	賃料		
	消費税			1,600 円		消費税		
				(※2019年10月1日より消費税2,000円)				
						円		

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2020年4月4日

貸主	住所	(代理人)	●
	氏名	株式会社トータルホーム 代表取締役 田中利明	
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10	●
	氏名	永瀬 秀樹	
	電話番号	048-223-6050	
連帯保証人	住所		●
	氏名	実印	
	電話番号		
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(3)第7200号 埼玉県知事第032579号 田中 利明		



整理番号 4

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1 : 調査研究費 2 : グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費</p> <p>9 : 資料購入・作成 10 : 交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	<input type="text"/> 2 年 <input type="text"/> 4 月 <input type="text"/> 3 日 <small>他</small>	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
百万	千	円													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>													

使 途	<p>ダスキンの使用料</p> <p>(按分の積算方法 2,805円 × 8/10)</p>
-----	--

領 収 書 等 貼 付 欄

但し、ダスキン 4月分～ 6月分として
埼玉県議会自由民主党議員団

納品書 領収書

No. 0000801194

神尾 たかよし 様

納品日 2年 4月 3日 次回は 月 日 曜日

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0062 本庄市小島南3丁目3-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

品名	数量	単価	金額	消費税
FM-DF フロアーモップF	1	935	1	
* 納品合計10%		935 内消費税	***	85
		935		

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号 4 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品領収書

██████████ No. 0000810311
 神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン

株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 2年 5月29日 次回は **6月26日** 曜日
 担当 ██████████

品名	数量	金額	前回数	今回数	今回金額
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10%		935 内消費税 ***			85

印紙
 5万円以上
 貼付
 935 ←

納品領収書

██████████ No. 0000814149
 神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン

株式会社マルシン
 〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 2年 6月26日 次回は 月 日 曜日
 担当 ██████████

品名	数量	金額	前回数	今回数	今回金額
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10%		935 内消費税 ***			85

印紙
 5万円以上
 貼付
 935 ←

整理番号 6

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	 2 年 4 月 3 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">106</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">480</td> </tr> </table>	百万	千	円		106	480
百万	千	円							
	106	480							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃(4月分)</p> <p>政務活動の使用する割合が8/10のため $133,100 \times \frac{8}{10} = 106,480$</p>
-----	---

領 収 証 No. _____

浅井明県政事務所様 令和2年4月3日

★ ￥ 133,100-

但 森田ビル201 賃貸料 (令和2年4月分)

上記正に領収いたしました

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

2019年9月20日

〒343-0813

埼玉県越谷市越ヶ谷

2-8-24-201

浅井 明 様

株式会社ベストハウジング本店

消費税率引上げに伴う消費税相当額の改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、皆様もすでにご承知のことと存じますが、本年10月1日から消費税の引上げ（現行8%→10%）がされております。つきましては税率変更に伴い、10月分賃料の消費税相当額が変更になりますのでご契約者様に、以下の通りお知らせ致します。

敬具

消費税相当額改定の内容

下記の各金額につきましては9月末支払いの10月分賃料より、消費税額が変更になっております。お間違えのないようお支払いください。

現行

賃料	107,000円	法定消費税	8,560円	計	115,560円	
共益費	14,000円	法定消費税	1,120円	計	15,120円	
					合計	130,680円

改定後

賃料	107,000円	法定消費税	10,700円	計	117,700円	
共益費	14,000円	法定消費税	1,400円	計	15,400円	
					合計	133,100円

上記の消費税額変更につきましては、2019年10月分（9月末お支払い分）から適用させて頂いております。皆様にはご負担をお掛け致しますが、何卒ご理解くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

物件名 森田ビル

区画 201

株式会社ベストハウジング本店

〒340-0014

埼玉県草加市栄町3-4-6

TEL048-930-2581

事務所賃貸借契約書

物件の表示	所在地	埼玉県越谷市越ヶ谷 2-8-24		
	名称・階数	森田ビル 2階 201号室		
	面積	約 10.7坪		
	構造	鉄骨造陸屋根 3階建て		
賃料	(法定消費税 8,560円別途) 月額 107,000円	管理費 共益費	(法定消費税 1,120円別途) 月額 14,000円	
保証金 敷金	(法定消費税 〃円別途) 金 321,000円	礼金	(法定消費税 〃円別途) 金 〃円	
<input type="checkbox"/> 本証をもって預かり証とする <input checked="" type="checkbox"/> 別紙預かり証を発行する				

貸主、XXXXXXXXXX (以下、「甲」という) と、借主、浅井 明 (以下、「乙」という) は、次の建物の2階事務所部分 (以下、「本事務所」という) について、次の通り事務所賃貸借契約を締結する。

第1条 (目的)

甲は、本事務所を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。乙は、本事務所を「県政事務所」のために使用し、他の用途に使用しない。

第2条 (期間)

賃貸借契約は、平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3ヶ年間とする。

第3条 (更新)

- 1 甲が前項の期間満了の6ヶ月前までに、又乙が前項の期間満了6ヶ月前までに、各々相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない場合は、この契約は自動更新される。
- 2 この契約が合意又は法定を問わず更新される場合において、その事前又は事後に甲が賃貸借契約書の書き替えを求める時は、乙はこれに応じなければならない。

第4条 (賃料及び共益費)

- 1 賃料は、月額金 107,000円 (法定消費税別途) とする。但し、1ヶ月に満たない賃料及び共益費は日割り計算により算出する。
 - 2 乙は、本事務所の共用部分の維持管理に必要な共益費として月額金 14,000円 (法定消費税別途) を賃料と共に支払うこととする。
- 乙は翌月分の賃料及び共益費等を毎月27日までに、甲宛に持参又は送金して支払う。送金費用は乙の負担とする。

11-4

第5条 (賃料の増額)

甲は、賃貸借期間の開始日から起算して3ヶ年経過する毎に、乙と協議の上、賃料及び共益費を増額することができる。

第6条 (費用の負担)

本事務所に対する公租公課は甲が負担し、本事務所の清掃費、電気、ガス、水道の使用料その他通常借主の負担とされる費用は乙が負担する。

第7条 (敷金)

- 1 乙は甲に対し負担する賃料その他の債務の履行を担保するための敷金として金321,000円を賃貸借契約締結時に、甲に預託する。
- 2 敷金は無利息とする。
- 3 乙は、敷金返還請求権を、第3者に対し譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- 4 乙は、敷金を預託していることを理由に、甲に対し負担する賃料その他の債務の支払いを拒むことができず、又、敷金返還請求権をもって、甲に対し負担する賃料その他の債務につき相殺を主張することができない。

第8条 (敷金の返還・補充)

- 1 甲は、乙に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、乙は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。
- 2 甲は、この契約が終了し乙が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、甲の住所又は甲の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を乙に返還する。

第9条 (遵守義務)

- 1 乙は、本事務所を善良なる管理者の注意義務をもって、占有、使用しなければならない。
- 2 乙は、本事務所において、危険、不潔、喧騒その他近隣の者に迷惑を及ぼす行為及び犬猫等の動物の飼育をしてはならない。
- 3 乙は、敷地、通路、廊下、階段その他の共用部分に私物を置いたり、これを私的に利用してはならない。
- 4 乙は、甲が定める館内使用規定その他の指示事項を厳守する。

第10条 (禁止事項)

乙は、甲の書面による予めの承諾がなければ、次の行為をしてはならない。

- ① 名義の如何を問わず他に対し、賃借権の全部又は一部を譲渡若しくは担保に供し、本事務所の全部又は一部を転貸し、又は経営の委託、委任等のこれらの類似行為をなすこと。
- ② 本事務所の全部又は一部につき、他人を同居させ、又は乙以外の在宅名義を表示し若しくは乙以外の連絡場所に使用すること。
- ③ 第1条2項に定めた本事務所の使用目的を変更すること。

第 11 条 (原状の無断変更の禁止)

乙は、次の行為をするときは、予め設計図、配線図、配管図等の図面を添付した書面で申込み、甲の書面による承諾を得なければならない。但し、次の行為をするにつき必要な費用は乙の負担とする。

- ① 造作、間仕切り、内装等を新設、付加又は変更すること。
- ② 電気、ガス、水道、冷暖房等の設備を新設、付加又は変更すること。
- ③ 重量物又は電気容量の大きい機器を設置又は増設すること。
- ④ 本事務所の外部に乙の氏名その他のものを標示し（但し通常の規模の表札を除く）又は看板、広告設備その他のものを設置すること。

第 12 条 (立ち入り点検)

- 1 甲又は甲の指定する者は、建物の保全、衛生、防火、防犯、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め乙に通知した上で、本事務所内に立ち入り、点検修理その他必要な措置をすることができる。但し、緊急を要するときは、事後速やかに乙に報告すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合、乙は、甲に協力しなければならない。

第 13 条 (通知義務)

乙は、乙又は連帯保証人の商号、本店所在地、代表者、若しくは営業内容又は氏名、住所、職業若しくは勤務先に変更が生じたときは、直ちに、甲に書面をもって通知する。

第 14 条 (付保)

乙は、本事務所内の備品その他の物件について、損害保険に加入しなければならない。

第 15 条 (修繕)

- 1 本事務所が毀損、汚損、故障その他の事由により修繕を要する箇所が生じたときは、乙は直ちにその旨を甲に通知する。
- 2 甲は、建物の本体及び甲が設置した建物付帯設備本体の維持保全に必要な修繕を、その費用を負担して行なう。
- 3 乙は、本事務所内の照明器具、コンセント、ガラス、その他の付属品の修繕、壁・天井・床等の小修繕、その他前項に定める以外の修繕を、その費用を負担して行なう。

第 16 条 (滅失・毀損等の損害賠償)

乙若しくはその代理人、使用人、補助者、代行者、又は乙への訪問客若しくは顧客が、その責に帰すべき事由により本事務所を滅失、毀損、汚損又は故障させたときは、乙は直ちにその旨を甲に通知し、かつ甲の請求に従い直ちに原状回復、修繕又は損害の賠償をしなければならない。

第 17 条 (債務の遅延損害金)

乙が甲に対する賃料その他の債務の支払いを遅滞した時は、甲は、遅滞金額に対し期限の翌日から支払い完了の日まで年 20%の割合による遅延損害金を請求することができる。

11-6

第18条 (契約の解除・違約金)

1 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は何らの催告を要しないでこの契約を即時解除できる。

- ① 賃料の支払いを2回以上遅滞したとき。
 - ② 賃料の支払いをしばしば怠ったとき。
 - ③ 滞納処分、強制執行、保全処分、銀行取引停止処分若しくは刑事処分を受け、破産、和議、会社更生の申し立てがあるなどして契約締結時の信頼関係を失ったとき。
 - ④ 賃貸借の申込みの際、乙若しくは連帯保証人の商号、代表者、役員、営業内容等若しくは氏名、住所、職業、勤務先、所属団体等について虚偽の申告をし、不正な手段によりこの契約を締結したとき。
 - ⑤ 営業に違法があり監督官庁の摘発を受けたとき。
 - ⑥ 暴力団、過激な政治活動集団その他反社会的と認められる団体の構成員となったとき、又はその構成員として本事務所及びその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行なったとき。
 - ⑦ 次条第1項の予告をせずに又は予告に代わる金員の支払いをしないで本事務所を明け渡したとき。
 - ⑧ その他、この契約に定める乙の義務に違反したとき。
- 2 前項に基づきこの契約が解除された場合は乙は、違約金として6ヶ月分の賃料に相当する金員を甲に支払わなければならない。

第19条 (中途解約)

- 1 乙がこの契約を賃貸借期間中の中途において解約しようとするときは、乙は、3ヶ月前までに、書面をもって甲に予告しなければならない。この場合、予告のあった日より3ヶ月間経過した日にこの契約は終了するものとし、乙は同日まで本事務所を使用する与否にかかわらず、賃料の支払いその他この契約に基づく一切の義務を履行しなければならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、乙は、予告に代えて3ヶ月分の賃料に相当する金員を支払うことによって、即時にこの契約を解約することができる。
- 3 一旦なした解約予告の撤回及び延期は、甲の書面による承諾がなければその効力を生じない。

第20条 (特殊な終了事由)

- 1 天災地変、火災その他甲の責に帰することのできない事由により本事務所が滅失、毀損し使用不能となったときは、この契約は、将来に向って当然に消滅する。
- 2 公法上の収用その他甲の責めに帰することのできない事由により本事務所の明渡しを要するときは、甲は何らの催告を要しないで、この契約を解除することができる。

第21条 (原状回復・明け渡し)

- 1 賃貸借期間の満了、解除その他の事由によりこの契約が終了したときは、乙は、契約終了と同時に、本事務所を原状回復して無条件で明け渡さなければならない。
- 2 前項の原状回復とは、この契約締結時の本事務所の状況に復帰、回復することをいい、乙は、自己の費用をもって、甲の承諾を得て設置した設備、造作その他の物件を撤去し

11-7
本事務所の破損箇所を修理しなければならない。但し、甲の承諾を得た物件については、甲に無償譲渡して残置させることができる。

- 3 乙が前項の原状回復の処置をしないときは、甲は、乙の費用負担において原状回復の処置をすることができる。但し、乙が残置した物件については、乙が甲に無償譲渡したとみなして、甲はこれを任意に処分することができる。
- 4 乙がこの契約終了と同時に本事務所の明け渡しをしないときは、乙は、契約終了の翌日から明け渡し済みに至るまでの賃料の倍額の割合による遅延損害金及び明け渡し実現のために、甲が出損する弁護士費用等の一切の費用を甲に支払わなければならない。且つ、明け渡し遅延に基づき甲が新賃借人その他の者に対し損害賠償義務を負担するときは、この甲の損害をも賠償しなければならない。
- 5 明け渡しに際し、乙は、必要費及び有益費の償還請求、造作等の買取請求、移転費用その他名目の如何を問わずに甲に金銭その他の請求をしない。

第22条 (連帯保証人)

- 1 乙の連帯保証人は[]とし、この契約に基づく乙の債務を連帯してその債務の履行を保証する。
- 2 この契約が合意又は法定を問わず更新される場合は、更新後の契約についても乙は遅滞なく[]の保証を受ける更新手続きをとることとする。
- 3 []が行為能力又は弁済の資力を失ったときは、乙は直ちに別の保証人を立てなければならない。

第23条 (合意管轄)

この契約に関し当事者間の紛争が生じたときは、甲の住所地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

第24条 (信義誠実)

この契約につき定めのない事項が生じ又は各条項の解釈に疑義が生じたときは、当事者は互いに協議の上信義に従い誠実に処理する。

特約条項

1. 本契約を更新する際、更新料として乙は甲に新賃料の1ヵ月分を支払うものとする。
2. 乙は甲に無断で建物敷地内にもものをおくことはできないこととする。但し甲の承諾を得た場合はこの限りではない。この場合乙は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。甲は乙に対し書面により承諾することとする。
3. 看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払う事とする。

【賃料等の振込先】



この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙各自署又は記名捺印の上、甲及び乙は、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (貸主)

住所



氏名



乙 (借主)

住所

埼玉県越谷市越ヶ谷1-8-6

氏名

浅井 明



仲介人

住所

〒340-0011
埼玉県草加市栄町3丁目4番6号
国土交通大臣(4)第6029号
株式会社 ベストハウジング
代表取締役 八巻 康雄
TEL 048-930-2581

氏名



取引士

登録番号



整理番号 7

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p><input type="text"/> 2 年 <input type="text"/> 4 月 <input type="text"/> 3 日</p>	<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;"> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 4 4 0 0 </p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	---	------------	--

<p>使 途</p>	<p>事務所看板使用料(4月分)</p> <p style="text-align: center;">$5500 \times \frac{8}{10} = 4400$</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用した割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p>
------------	---

領 収 証

No. _____

令和2年4月3日

茨城県政事務所様

★ ￥5,500-

但 森田ビル201看板料(令和2年4月分)

上記正に領収いたしました

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 252

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>2年 4月 3日</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">4日</p>	<p>支出額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center; font-size: small;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">9000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円				4	5	9000
百万	千	円										
4	5	9000										

<p>使 途</p>	<p>馬場代(R2.5~4月分)</p>
------------	----------------------

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

76500 × 12月 × 1/2

政務活動に使用する割合が1/2以上であるため

三瀬 駐車場 さいたま市緑区中尾290-1

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 252-2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 書

NO. _____

高橋 政雄 様

★ ￥76,500-

収入
印紙

但 広瀬駐車場 令和2年5月分駐車料 として
令和2年4月3日 上記の金額、正に領収致しました。

内訳

税抜金額

消費税額等



領 収 書

NO. _____

高橋 政雄 様

★ ￥76,500-

収入
印紙

但 広瀬駐車場 令和2年6月分駐車料 として
令和2年5月8日 上記の金額、正に領収致しました。

内訳

税抜金額

消費税額等



領 収 書

NO. _____

高橋 政雄 様

★ ￥76,500-

収入
印紙

但 広瀬駐車場 令和2年7月分駐車料 として
令和2年6月5日 上記の金額、正に領収致しました。

内訳

税抜金額

消費税額等



領 収 書

NO. _____

高橋 政雄 様

★ ￥76,500-

収入
印紙

但 広瀬駐車場 令和2年8月分駐車料 として
令和2年7月3日 上記の金額、正に領収致しました。

内訳

税抜金額

消費税額等



整理番号 252-3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 書

NO. _____

高橋 政雄 様

★ ￥76,500-

但 広瀬駐車場 令和2年9月分駐車料 として
令和2年8月5日 上記の金額、正に領収致しました。

収入
印紙

内訳
税抜金額
消費税額等

領 収 書

NO. _____

高橋 政雄 様

★ ￥76,500-

但 広瀬駐車場 令和2年10月分駐車料 として
令和2年9月4日 上記の金額、正に領収致しました。

収入
印紙

内訳
税抜金額
消費税額等

領 収 書

NO. _____

高橋 政雄 様

★ ￥76,500-

但 広瀬駐車場 令和2年11月分駐車料 として
令和2年10月5日 上記の金額、正に領収致しました。

収入
印紙

内訳
税抜金額
消費税額等

領 収 書

NO. _____

高橋 政雄 様

★ ￥76,500-

但 広瀬駐車場 令和2年12月分駐車料 として
令和2年11月5日 上記の金額、正に領収致しました。

収入
印紙

内訳
税抜金額
消費税額等

整理番号 252 - 4

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 書 NO. _____

高橋 政雄 様

★ ￥76,500-

収入
印紙

但 広瀬駐車場 令和3年1月分駐車料 として
令和2年12月4日 上記の金額、正に領収致しました。
内訳
税抜金額
消費税額等



領 収 書 NO. _____

高橋 政雄 様

★ ￥76,500-

収入
印紙

但 広瀬駐車場 令和3年2月分駐車料 として
令和3年1月12日 上記の金額、正に領収致しました。
内訳
税抜金額
消費税額等



領 収 書 NO. _____

高橋 政雄 様

★ ￥76,500-

収入
印紙

但 広瀬駐車場 令和3年3月分駐車料 として
令和3年2月5日 上記の金額、正に領収致しました。
内訳
税抜金額
消費税額等



領 収 書 NO. _____

高橋 政雄 様

★ ￥76,500-

収入
印紙

但 広瀬駐車場 令和3年4月分駐車料 として
令和3年3月5日 上記の金額、正に領収致しました。
内訳
税抜金額
消費税額等



整理番号 6

ちようぶ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 4 月 6 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">715</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			715
百万	千	円							
		715							

使 途	<p>ダスキンレンタイルTV</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">$1430 \times \frac{1}{2} = 715$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟

お客さま名 XXXXXXXXXX 2610 4875 7466 4372

小島 信昭 様
ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書

株式会社ダスキンサー
ダスキン宮原支店
〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-3290



発行日 2020年 4月 6日 図次回訪問日: 2020年 5月 4日 取引 現金

商品	サー	BSG	4W	1	1	660	納品		納品		納品		備
							回収	金額	回収	金額	回収	金額	
ベシグマットS・G		BSG	4W	1	1	660	1	1	660				
ニューダスキン小モップ		N-SAC	4W	1	1	770	1	1	770				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,300	130	1,430	1,430

確認サイン

担当者名

印紙
5万円以上
貼付

DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号				
------	--	--	--	--

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px;">□</td> <td style="width: 20px;">□</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;">□</td> <td style="width: 20px;">□</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">□</td> <td style="width: 20px;">□</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	□	□	年	□	□	月	□	□	日	2	4		7						支出額	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px;">百万</td> <td style="width: 20px;">千</td> <td style="width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px;">□</td> <td style="width: 20px;">□</td> <td style="width: 20px;">□</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </table>	百万	千	円	□	□	□	7	9	20
□	□	年	□	□	月	□	□	日																						
2	4		7																											
百万	千	円																												
□	□	□																												
7	9	20																												

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	清掃等経費管理費
-----	----------

領収書等貼付欄

領収書別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

1000 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

領 収 書 貼 付 欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ダスキンワンマンサービスセンター加盟店

納品・請求書
兼 領収書

お客様名 XXXXXXXXXX
高橋 政雄 様

株式会社スラスト
ダスキン江戸支店
〒334-0074 川口市江戸3-9-9
TEL 048-288-1150 FAX 048-284-3889

さいたま市緑区大宇中尾
270

発行日 2020年 4月 7日 次回訪問日 年 月 日 取引 現金 No.100234760700

商品・サービス内容	契約回数	単価	納品		納品・回収		備考
			回数	金額	金額	金額	
家事おてっだいサービス	1		1	8800			

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	前払額
	訂正後 8,000	訂正後 800	訂正後 8,800	訂正後 8,800

印紙
500円以上
貼付

DUSKIN

確認サイン

担当者名

整理番号				2
------	--	--	--	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	02年04月15日	支出額	百万 千 円 6831
-------	-----------	-----	----------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	02年05月13日 02年06月10日 事務所 ダスキン代	2530×3=7590 7590×0.9=6831
-----	-------------------------------------	------------------------------

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

伝票No.0003284947 (納品・領収) 書 2020年4月15日


松沢正事務所

品名	数量	金額	納品	宛先
KGSJH	1	880	1	
NFM-DS	1	825	1	
NH-S	1	825	1	
納品合計10%		2530		
内消費税		230		
現金領収に 記載いたしました。	領収額	2530	印 別紙	0

様
 次回訪問日
 5月13日です
 お約束の日に
 おうかがいします。
 DSKIN 00999

担当 []
 おしらせ

株式会社 **ダスキンエポック**
 〒343-0002
 埼玉県越谷市平方立野2005-1
 越谷営業所
 電話(048)979-8600
 FAX(048)979-8080



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 -

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

伝票No0003298551 (納品・領収) 書

2020 年 5 月 13 日

松沢正事務所					
商品名	数量	金額	数量	金額	数量
KGS1H	1	880	1		
NFM-DS	1	825	1		
NH-S	1	825	1		
納品合計10%		2530			
内消費税		230			
有金前正に 領収いたしました。		領収額	2530	前回 領収額	0


様
次回訪問日
6月10日です
お約束の日に
おうかがいします。
DUSKIN 00999

印紙
5万円以上
貼付

担当

おしらせ

株式会社 双葉精工エポック
〒343-0002
埼玉県越谷市平乃立野2005-
越谷営業所
電話(048)979-8600
FAX(048)979-8088



伝票No0003310869 (納品・領収) 書

2020 年 6 月 10 日

松沢正事務所					
商品名	数量	金額	数量	金額	数量
KGS1H	1	880	1		
NFM-DS	1	825	1		
NH-S	1	825	1		
納品合計10%		2530			
内消費税		230			
有金前正に 領収いたしました。		領収額	2530	前回 領収額	0


様
次回訪問日
7月8日です
お約束の日に
おうかがいします。
DUSKIN 00999

印紙
5万円以上
貼付

担当

おしらせ

株式会社 双葉精工エポック
〒343-0002
埼玉県越谷市平乃立野2005-
越谷営業所
電話(048)979-8600
FAX(048)979-8088



整理番号 0001

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	02年04月15日	支出額	百万 千 円 [] [] [] 4 6 7
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	清掃用フロアモップレンタル料4月分 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 $935 \times 0.5 = 467$)
-----	---

領収書等貼付欄

ダスキン・フランサ・イズチー・コーポレーション 加配部

宛先さま名 []
 埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
 兼 領収書

ダスキン坂戸
 株式会社ダスキンサーヴ北関東
 〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
 TEL: 049-285-5695 FAX: 049-286-7731
 ☎0120-00-5695

2020年 4月 15日 次回訪問日 2020年 5月 13日 取引 現金 No.100159461500

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		回収		納品		回収		訂正金額	備考
				品名	数量	品名	数量	品名	数量				
フロアモップ FM-DF 4W	1	1	935		1	1	935						

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	850	85	935	935

確認サイン

担当者名 []

669

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 14

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 4 月 17 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">480</td> </tr> </table>	百万	千	円			480
百万	千	円							
		480							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">事務所廃棄物処理</p>
-----	---

<p>領</p> <p>計量書兼領収書</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>日 付</td> <td>2020/04/17</td> <td>区分</td> <td>搬入</td> <td>No.</td> <td>212</td> </tr> <tr> <td>カード・車番</td> <td colspan="5" style="background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td>業 者</td> <td colspan="5">51 一般家庭</td> </tr> <tr> <td>市 町 村</td> <td colspan="5">1 本庄市</td> </tr> <tr> <td>ごみ種別</td> <td colspan="5">11 可燃ごみ</td> </tr> <tr> <td>搬入別</td> <td colspan="5">1 自己</td> </tr> </table>	日 付	2020/04/17	区分	搬入	No.	212	カード・車番						業 者	51 一般家庭					市 町 村	1 本庄市					ごみ種別	11 可燃ごみ					搬入別	1 自己					<p>は、別紙を使用すること。)</p>
日 付	2020/04/17	区分	搬入	No.	212																																
カード・車番																																					
業 者	51 一般家庭																																				
市 町 村	1 本庄市																																				
ごみ種別	11 可燃ごみ																																				
搬入別	1 自己																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">重 量 ・ 金 額</th> <th style="text-align: center;">計量時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実車重量</td> <td style="text-align: center;">910 kg</td> <td style="text-align: center;">11:39</td> </tr> <tr> <td>空車重量</td> <td style="text-align: center;">790 kg</td> <td style="text-align: center;">11:51</td> </tr> <tr> <td>正味重量</td> <td style="text-align: center;">120 kg</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td style="text-align: center;">480 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		重 量 ・ 金 額	計量時刻	実車重量	910 kg	11:39	空車重量	790 kg	11:51	正味重量	120 kg		手数料	480 円																							
	重 量 ・ 金 額	計量時刻																																			
実車重量	910 kg	11:39																																			
空車重量	790 kg	11:51																																			
正味重量	120 kg																																				
手数料	480 円																																				
<p>※領収書④発行者、※按分した</p>	<p>上記金額を領収いたしました。</p> <p>令和2年04月17日</p> <p>児玉郡市広域市町村圏組合 収入事務受託者</p> <p>小山川クリーンセンター 〒367-0024 埼玉県本庄市東五十子151-1</p> <p>TEL 0495-22-8200</p>	<p>して」など何に支出されたか分かるような記載)、 、余白に補記すること。)</p>																																			




整理番号			10
------	--	--	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</div>年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">4</div>月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">20</div>日 5/21 6/22 </div>
支出額	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">百万</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">6</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">7</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> <div style="margin-left: 5px;">円</div> </div> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 121,000×0.9) × 3ヶ月</p>
使 途	事務所賃借料(5、6、7 月分)
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。		
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団	

更新

賃貸借契約書

川口本町リハイム 102号

永瀬 秀樹 様



(有)アーククリエイト
川口市本町4-5-32 フジタ川口マンション103号
Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

10-3

平成 29 年 11 月 3 日

貸主 氏名 [Redacted] 印
 住所 [Redacted]
 電話 [Redacted]

貸主 氏名 _____ 印
 住所 _____
 電話 _____

借主 氏名 永瀬 香子
 住所 埼玉県川口市本町 1-6-10
 電話 [Redacted]

連帯保証人氏名 [Redacted] 印
 住所 [Redacted]
 電話 [Redacted]

仲介業者 有限会社 アーヴァンクリエイティブ
 住所 〒332-0012 埼玉県川口市本町 3-2
 フジタ川口ビル 103号
 代表取締役 和久井 誠
 電話 048-227-0008
 免許 埼玉県知事(2)第22120号
 取引士 [Redacted] 印

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間で表記の賃貸借に関し、本目下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は平成 29年11月 4日より平成32年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人 [REDACTED]

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明

渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、甲は敷金からこれを控除することができる。

- 4 本賃貸借契約期間内の解約その他本賃貸借の消滅によって賃貸物件の明け渡しがあった場合、甲は乙に対し敷金を返還するものとする。但し、不可抗力による契約の終了の場合は本契約第十六条の定めるところによる。

第七条 (引渡し前の契約解除)

- 1 乙が乙の事情により引渡し以前にこの契約を解除したときは、甲は敷金330,000円の内金165,000円を違約損害金として控除し残額を乙に返還するものとする。

第八条 (共同管理費)

- 1 乙は建物全体の管理に必要な経費として管理費 金 無 円 (消費税込み) を月賃貸料支払いと同時に支払う。但し、その負担額は関係の有無、利用の度合い等を勘案して変更することがあるものとする。

第九条 (光熱・水道・電話等の経費、並びに町内賦課金)

- 1 乙は次の経費を負担する。
 - (イ) 冷房・暖房・通風及び換気に関する経費
 - (ロ) 光熱関係の経費
 - (ハ) 電話関係の経費
 - (ニ) 給排水に関する経費
 - (ホ) 町内団体関係の経費

第十条 (その他の経費)

- 1 前2ヶ条の経費並びに甲乙いずれの負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上その負担者又は分担の割合を決定する。

第十一条 (延滞損害金)

- 1 乙が賃貸料又は前3ヶ条により乙の負担すべき経費の納付を延滞した時は、甲はその額に対して100円につき日歩4銭の割合による延滞損害金を加算して請求することができる。

第十二条 (造作)

- 1 乙は予め甲の書面による承認を得た上、乙の費用負担において賃貸借物件内の造作、修繕及び内装の模様替え等を実施できるものとする。
- 2 乙の造作によって甲に請求される公租公課は、宛名名義の如何に関わらず乙の負担とする。

第十三条 (不動産取得税)

- 1 前条の造作に関わる部分に課せられたる不動産取得税は乙の負担とする。

第十四条 (保管義務)

- 1 乙は賃貸借物件を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 乙は乙もしくは乙の代理人、使用人、請負人、又は顧客の故意もしくは過失により甲に損害を与えたとき、その一切の損害を賠償しなければならない。但し不可抗力または賃貸借物件の当然の使用法によるものについてはこの限りではない。

- 3 賃貸借物件につき、災害予防に必要と認められる処置をとるべき箇所が生じたときは、乙は速やかにこれを文書で甲に通知し甲はこれに応じなければならない。

第十五条 (免責事項)

- 1 甲は天災又は甲の責に帰する事のできない火災、盗難もしくは諸設備の故障などによる乙の損害については、その責を負わない。
- 2 乙が前条3に定めた通知を怠った場合には、甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

第十六条 (不可抗力による契約の終了)

- 1 天災、地震または事変その他甲の責に帰する事の出来ない事由により本契約の存続が不可能となったときは、本契約は当然に終了するものとし、甲は乙に対して速やかに敷金を返還するものとする。

第十七条 (解約の申し入れ)

- 1 甲又は乙がその都合により、賃貸借期間内にこの契約を解除しようとする場合は、甲は6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに相手方にその予告をしなければならない。尚、乙は予告に代えて賃貸料の3ヶ月分相当額を相手方に払い込むことにより即時解約することができる。

第十八条 (解約条項)

- 1 乙が次の各号の一項にでも該当するときは、甲は何らの催告を要することなく直ちにこの契約を解約することができる。
 - (イ) 賃貸料の支払を一ヶ月以上怠った場合。
 - (ロ) 破産・会社更生法手続き開始等があった場合又は支払い停止・支払不能の状態になったとき。
 - (ハ) 主務官庁からその営業について取り消し又は停止の処分を受けたとき。
 - (ニ) 廃業又は解散したとき。
 - (ホ) 乙が甲の信用を落とし、又は秩序を害すると認められる行為をし、その他著しく不都合な行為があったとき。
 - (ヘ) 理由なく本賃貸借物件を閉鎖したとき。
 - (ト) その他この契約に違反したとき。但し(ニ)の場合において営業承継者から権利義務の承継の要求があった時は、甲が適当と認めた場合に限り、これを承継することができる。
 - (チ) 乙が本賃貸借権又は貸室に関する権利もしくは、貸室内物件につき差押さえ、仮差押さえ、仮処分、強制執行を受けた時。
 - (リ) 乙の故意又は過失により貸室を著しく毀損し、又は貸室内で火災を発生せしめた時。
- 2 前項に規定する解約の原因たる事実により、甲が損害を蒙ったときは、解約の有無に関わらず、乙は甲にこれを賠償しなければならない。

第十九条 (賃貸借物件の明け渡し)

- 1 この契約が終了したときは、乙は甲の定めた期間内に、自己の費用負担においてその所有物件を全部撤去し、また造作加工した箇所があれば、すべてこれを原状に復

- した上、甲の立ち会いのもとに賃貸借物件を明け渡すものとする。この場合、賃貸借物件に著しく損害を与える恐れがあると認めるときは、甲の選択に従い乙はその全てを無償で甲の所有に帰属させるものとする。
- 2 前項の指定期間内に乙がその所有物件等を撤去しない時は、甲は乙の負担のもとにこれを撤去することができる。当該費用の支払いを催告してもなお乙が応じなかったときは、甲は敷金よりこれを控除充当し取去物件を処分できるものとする。
- 3 乙は明け渡しに際し、甲に対し移転料・造作買取り・立ち退き料その他何らの請求をしてはならない。

第二十条 (禁止事項)

- 1 乙は次の行為をしてはならない。
- (イ) 敷金返還請求権の譲渡、質入その他の処分行為。
 - (ロ) 賃貸借物件の用途変更
 - (ハ) 賃借件、営業権の譲渡、転貸、質入その他一切の処分行為。
 - (ニ) 賃貸借物件内の乙所有の物件を第三者に担保として提供する事。
 - (ホ) 名義の如何を問わず、賃貸借物件の一部又は全部を他人に使用させ管理させる事。
 - (ヘ) 営業に関し、乙名義以外の者の名義を表示し、又は公告する事。
 - (ト) 建物の維持保全を害する恐れのある重量物、危険物の搬入及び他の賃借人又は第三者に迷惑を及ぼす行為。
- 2 上記内容に該当する場合には即時解約並びに損害賠償請求が出来る。

第二十一条 (組織の変更)

- 1 乙が会社組織を変更し、又は個人経営に切り換える時、或いは個人経営を会社組織に切り換える時は、甲の承認を受け、新代表者においてあらためて甲と契約を締結しなければならない。

第二十二条 (立入権)

- 1 甲は検査その他必要がある場合には、あらかじめその旨を乙に通知して賃貸借物件物件に立入ることができる。この場合甲は乙の営業妨害にならないよう留意しなければならない。但し、賃貸借物件の防火、防水、防犯など緊急の必要がある場合はこの限りではない。

第二十三条 (裁判管轄)

- 1 この契約に関する訴訟については、さいたま市地方裁判所の管轄に服することを合意する。

第二十四条 (特約事項)

- 1、内装・設備等は現状渡しとし、機能・能力等の保証はしないものとする。
- 2、契約期間満了後、新賃料の0.5ヶ月分の更新事務手数料を支払うことにより更新することができる。
- 3、看板のデザイン、形状、設置位置(立て看板等)は甲の許可を得るものとする。
- 4、川口本町リハイム管理規約、及び川口本町リハイム理事会の指示を遵守すること。

10-8

令和元年9月吉日

永瀬 秀樹 様

貸主



立会人

川口市本町4-5-32-103
有限会社 アーヴァンクリエイト
代表取締役 和久井 誠
048-227-0008

消費税率改定に伴う新税率適用のご通知

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、既にご承知の通り、令和元年10月より消費税率が現行8%から10%へ改定されることとなりました。
伴いまして、現在ご契約中の下記物件賃料の消費税分につきまして令和元年10月分（支払期日：9月末日）より
新税率を適用させて頂きたく存じますので、今後は下記の通りお振込みくださいます様、お願い申し上げます。
尚、賃貸借契約書につきましては更新時に変更させて頂きます。また、ご不明な点はお問い合わせください。
どうぞご理解を賜ります様、お願い申し上げます。重ねて今後とも宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

物件名 川口本町リハイム102号

<現在>

賃料	¥110,000	消費税 (8%)	¥8,800	駐車場	¥0
賃料総額	¥118,800				

<税率改訂後>

賃料	¥110,000	消費税 (10%)	¥11,000	駐車場	¥0
賃料総額	¥121,000	(9月末日までにお振込みいただく分から)			

以上

整理番号			/	/
------	--	--	---	---

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> □2年 □4月 □20日 5/21. 6/22 </div>
支出額	<p style="font-size: small;">百万 千</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 59400 </div> <p>円</p> <p style="font-size: x-small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 (22,000×0.9) × 3ヶ月)</p>
使途	<p>事務所駐車場代 (5.6.7月分)</p>
支出先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



11-2



貸借契約書

川口1丁目パーキング



永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

11-3

自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

賃貸人 [redacted] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 No. [redacted]
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]

- 乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

- 第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。
- 第10条
- 1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡すものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。
 - 2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。
万が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

11-5

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、その他所定の事項に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。

2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

11-6

上記契約の証として、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲



甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙

住所 埼玉県川口市本町1-6-10
氏名 永瀬 香樹
電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地
会社名
電話

その他緊急連絡先



11-7

2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変わります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045
 東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階
 株式会社トータルホーム 赤羽店
 TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

11-8

4/2 振込済

契約更新についてのお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴殿が現在賃借中の下記の物件についてですが、以下の期日をもちまして契約期間が満了致します。引き続き契約を継続される場合は下記の条件となりますのでお知らせ致します。

敬具

2020年2月22日

記

【物件名】川口1丁目パーキング No. []

【期間満了日】2020年4月末日

1.新条件について 2020年5月1日～2021年4月末日迄(1年間)

①新賃料・・・20,000円

②消費税・・・2,000円

合計22,000円

2.契約更新時必要金について(銀行振込)

①更新事務手数料・・・11,000円(税込)

②送料 ▲84円

合計・・・10,916円

(振込先)

↓

埼玉りそな銀行 川口支店 (普通) 4646943 株式会社トータルホーム

※振込手数料につきましては借主様のご負担にてお願い致します。

※領収証の発行は致しておりませんので金融機関発行の振込証明書を領収証に代えさせていただきます。

【注】月々の賃料お振込口座とは異なりますので十分にご注意下さい。

万が一誤って賃料お振込口座に振り込んでしまった場合、そのお金は翌月の

賃料に充当させて頂くものとし、契約更新時必要金に関しては再度お振込頂きます。

3. 手続き期限

- ・更新時必要金：2020年4月20日までに振込
- ・返送書類：賃貸借契約更新書(同封書類)2部

【注】振込手数料につきましては借主様のご負担にてお願い致します。

【注】解約をご希望される場合は、契約期間に係らず1ヶ月前までにお知らせ下さい

以上

賃借人 永瀬 秀樹 様

北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル 3F

株式会社トータルホーム赤羽店

TEL 03-3598-9234

11-9

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画No.	■
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容				新 契 約 内 容			
旧契約期間				新契約期間			
2019	年	5	月	1	日	から	
2020	年	4	月	30	日	まで	
月額		21,600 円		月額		22,000 円	
内訳	賃料	20,000 円		内訳	賃料	20,000 円	
	消費税	1,600 円			消費税	2,000 円	
(※2019年10月1日より消費税2,000円)							

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2020年4月4日

貸主	住所	() (代理人)	
	氏名	株式会社トータルホーム 代表取締役 田中利明	
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10	
	氏名	永瀬 秀樹	
	電話番号	048-223-6050	
連帯保証人	住所		
	氏名	実印	
	電話番号		
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(3)第7200号 埼玉県知事第032579号 田中 利明		

整理番号			36
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	<input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="22"/> 日 ほか				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="2"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="94000"/></td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 140,000 円×3ヶ月×70% = 294,000 円)	百万	千	<input type="text" value="2"/>	<input type="text" value="94000"/>
百万	千				
<input type="text" value="2"/>	<input type="text" value="94000"/>				
使 途	事務所賃料 (4・5・6 月分)				
支 出 先	荻プランニング				

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団





貸店舗賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と 借主 立石 素広 (以下乙という) と 連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という) とは、下記条項に基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】
 甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地 埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
 名称 第一ドリームハイツ
 構造 鉄骨造・3階建 陸屋根
 賃貸面積 総面積938.19㎡の内1階101号
 店舗面積 約50.48㎡(15.27坪)

第2条 【使用目的】
 賃借人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】
 賃貸借期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日迄の満3ヶ年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】
 賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃借人は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、賃借人は、予告を変えて、3ヶ月前分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】
 賃貸借の賃料は、月額金140,000円也(-----)、共益費は、月額金-----円(消費税含む)とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃借人若しくはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割り計算とする。

2. 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づき事情により、当該賃料が不相当と認められるに至ったときは、賃借人及び賃借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条 【付加使用料】
 賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】
 賃借人は次の行為をしてはならない。
 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃貸借物件の転賃（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
 2. 賃借物件の用途変更
 3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
 4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】
 賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃借人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】
 賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃借人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】
 賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によつて、賃借人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】
 地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃借人の責に帰することのできない事由によつて賃借人が蒙った損害に対しては、賃借人は一切その責を負わないものとする。

第12条 【建物の管理】
 賃借人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃借人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃借人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】
 乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
 乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条

【敷金】
本契約に基づき債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃借人に預け入れられるものとする。但し、賃借人はこれに対し利息を付さない。

- 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充てることのできない。
- 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃借人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃借人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点で、賃借人に対して返還するものとする。
- 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条

【賃貸借契約の消滅】
天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

- 前項の場合、賃借人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条

【貸主の解除権】
賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃借人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃借人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

- 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
- 第7条の規定に違反したとき。
- 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
- 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
- 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあつたとき。
- 著しく信用を失墜する事実があつたとき。
- 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条

【看板その他】
本物件建物外部に取り付けられる看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃借人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条

【設備などの負担】
賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条

【造作買取請求権等】
賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由各目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもちろろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃借人に請求することができない。

第20条

【原状回復義務等】
本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て除去し、原状に復してこれを賃借人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかつたときは、賃借人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるとし、賃借人はこれに対して、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃借人が決定できるときは、内装部分が残った場合も、賃借人は賃借人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

- 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃借人は任意にこれを処分することができ。
- 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃借人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろろん、そのため賃借人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しななければならない。

第21条

【契約の更新】
本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃借人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃借人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させざるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃借人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条

【協議事項】
本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃借人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条

【連帯保証人】
連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ざるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃借人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条

【付保険】
賃借人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条

【合意管轄】
本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条

【強制執行】
乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないうときは、強制執行に付する事を認める。

第27条

【修繕及び費用負担】
本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲)の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理のための修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

(乙)の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条

【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかつた時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に於じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条

【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付けられる場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。

2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。

3. 賃料の振込先

名 義 人

4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。

5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令 年 月 日

住所

(甲) 賃貸人

氏名

住所

(乙) 賃借人

氏名

TEL

住所

(丙) 連帯保証人

氏名

TEL

埼玉県知事 官 認 許 第 6079号
埼玉県川口市 官 認 許 第 6番 号
株式会社 大塚不動産
代表取締役 大塚和彦
TEL 048-2-56-7377

仲介業者

登録番号

宅地建物取引士

整理番号				1
------	--	--	--	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;">2</td><td style="width: 20px;">年</td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;">4</td><td style="width: 20px;">月</td><td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;">2</td><td style="width: 20px;">3</td><td style="width: 20px;">日</td></tr> </table>		2	年		4	月		2	3	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td><td style="width: 20px;">1</td><td style="width: 20px;">6</td><td style="width: 20px;">2</td><td style="width: 20px;">0</td><td style="width: 20px;">0</td><td style="width: 20px;">0</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">百万</td><td colspan="4"></td><td style="font-size: 8px;">千</td><td style="font-size: 8px;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>		1	6	2	0	0	0	百万					千	円
	2	年		4	月		2	3	日																		
	1	6	2	0	0	0																					
百万					千	円																					
使途	<p>事務所家賃4~6月</p> <p style="text-align: right;">60000 × 3 × 0.9</p>																										


領収書等貼付欄

領 収 証

小川真一郎 様 No. _____

★ 180000-

内 訳	但 家賃 4月5月6月分
現金	
小切手	2年4月23日 上記正に領収いたしました
手形	XXXXXXXXXX
消費税額等(%)	XXXXXXXXXX



コクヨ ウケ-08

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

店舗賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	大里郡寄居町大字桜沢2235番地		
	名称	坂の下ソシア	号室	105号室
	構造・面積	鉄骨造3階建 1階 約49.50㎡	間取	

賃貸借 条件	賃料	壹ヶ月 60,000円	駐車場	有
	敷金	ヶ月 , 円 (無利息)	更新料	新賃料の1か月分
	礼金	ヶ月 , 円	備考	更新手数料
	火災保険	, 円 (1年間掛け捨て)		賃料の2分の1か月分+消費税
契約期間	令和 2年 4月 1日～令和 4年 3月31日までの 2年間			
賃料等の振込先 ※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。				
振込先 貸主宅へ持参すること		普・当 No.	口座名義人	

上記物件を賃貸人甲 XXXXXXXXXX と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。
(賃貸借の目的)

第1条 甲は上記の物件を事務所の目的を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。
乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第2条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第3条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。

(禁止事項)

第4条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第三者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。
2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第5条 乙の都合により本契約を解除する場合は3ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。
2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる乙の債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第6条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会いの上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡す事。
付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 2 年 4 月 / 日

賃貸人・甲

住 所
氏 名
電 話 番 号



賃借人・乙

住 所
氏 名
電 話 番 号

深谷市長在家14
小川 真一郎
048-583-2074

連帯保証人・丙

住 所
氏 名
電 話 番 号



仲介業者

所在地 大里郡寄居町大字桜沢2770-4
商 号 サンライト不動産
代表者 柴崎 修
免許番号 埼玉県知事(4)第20030号
取引主任士 第 号

整理番号			17
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2年 4月 23日	支出額	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>543</td> <td>96</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		543	96
百万	千	円							
	543	96							

使途	事務所家賃(5月分) (送料含む)	$60.440 \times 0.9 = 54.396$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
----	----------------------	---

領収書等貼付欄 $60.000 + 440$ (送料) = 60.440

ご利用明細票


お取扱日	店番	お取引内容
02-04-23	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N097	*60,000	
	残高	
送金料金 *440円 振込予定日 02-04-23 タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちよ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③収受いたし、④お取引内容に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、2019年4月1日から2021年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

2019年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

(乙) 
 

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>02年04月24日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p><input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 990</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	------------------	------------	---

<p>使 途</p>	<p>フロアマット等</p> <p style="text-align: right;">1,100 × 0.9 = 990</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	--

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>③ フロアマット、モップ</p>
-----------------------	---------------------

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書
兼 領収書

ダスキン愛の店フランチャイズチェーン店

ダスキン 川口

株式会社ダスキン川口支店

〒332-0006 川口市末広2丁目15-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 2年4月24日 次回訪問日 5月26日 B火

商 品 名	契約数	前回数	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後
				数量	金額		納品数	金額	回収数	
BS モップ	1	1	495	1	495					
BSH ペーシックマット	1	1	605	1	605					

印 紙
5万円以上
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領 収 額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	1,100	100	1,100

伝票 NO.0002081484

受領サイン

担 当 者 名

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

52

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2022年4月24日、5月25日、6月25日
支出額	<p>月額7560円×3ヵ月=22,680円</p> <p>百万 千 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 1 8 1 4 4 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 22,680円×0.8=18,144円)</p>
使 途	駐車場賃借料 5月～7月分
支出先	(株)ABCハウジング

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



私控

駐車場使用契約書

<物件の表示>	
所在地	埼玉県ふじみ野市丸山475
名称	丸山第2駐車場
<車種プレートナンバー>	[Redacted]
<賃料>	7,560 円
<保証金>	7,560 円

貸主 [Redacted] (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和元年8月1日より令和2年7月31日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。

第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。

第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。

第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。

第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。

第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 1 年 6 月 6 日

貸主(甲)

住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]

借主(乙)

住所

ふじみ野市丸山 3-3-601

氏名

渡辺 大

仲介人

住所

埼玉県ふじみ野市駒西 3-8-32-107

氏名

株式会社ABCハウジング
代表取締役 葛籠 貴 夕子

取引士

登録番号

[Redacted]

氏名

[Redacted]

事務所賃貸借契約書

貸主 マイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2018年6月1日から
2021年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

賃料は 1ヶ月金13万円 (消費税別)、共益費金5000円 (消費税別) (消費税別) とし、駐車場代1台分金6000円 (消費税別) とし、甲に対して毎月末日までに送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座
普通口座
名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

第三者に譲渡し、または4条又は5条の敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条 (賃借権の譲渡・転貸)

本条の規定なくして、第三者は事前にも甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡、本件建物の譲渡、差押もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条 (契約の解除)

前条の場合、甲は催告なくとも次の各号の事由に該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 甲が破産宣告を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 甲が近隣とのトラブル等により、甲が本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 甲が連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 甲が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条 (契約の解約)

双方の都合により本契約を解除する場合は、甲は前条第6条の規定にかかわらず、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。

2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条 (契約の消滅)

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条 (原状回復義務)

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙(乙の関係者含む)の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。

2. 前項の明け渡しの際に、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。

3. 乙が本件建物を明け渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払う。なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条 (損害負担)

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条 (通知義務)

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合。

第13条 (連帯保証人)

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して責任を負う。

第14条 (管轄裁判所)

本契約の履行に生じた争訟は、坂館簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条 (和解)

本契約に定められていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条 (特約条項)

1. 言気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする。
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

平成 年 月 日

貸 賃 人 住 所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター㈱

代表取締役 谷脇 道生 氏名

貸 賃 人 住 所

飯能市岩沢729-2

内沼 博史 氏名

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

登記主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃貸借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	■	駐車料金	月額20,000円 (5,000円×4ヶ月)
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	2019年7月 / 日から 2021年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	■	口座	■	名義	■
名称	■	色	■	登録番号	■

第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。

第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。

第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

2019年5月13日

貸主(甲) 住所 氏名 ■■■■■
 所在地 埼玉県飯能市仲町2-■■■■■
 会平沼株式会社
 (甲)代理人 電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 〒357-0023 飯能市岩沢 229-2
 氏名 内沼博史
 電話番号 自宅 042(972)6432
 お勤め先 () (社名)

第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこととする。

第2条 振込手数料は乙の負担とする。

第3条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。

第4条 指定車両以外の車を置いてはならない。

第5条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸してはならない。

第6条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えないうえ、自主管理しなくてはならない。

第7条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣迷惑となるべき行為を一切なざること。

第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。

第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。

第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。

第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があつた場合には当然に前課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算する。

整理番号 21

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 4 月 25 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¥</td> <td style="text-align: center;">157</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> </table>	百万	千	円	¥	157	500
百万	千	円							
¥	157	500							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

15月 75,000円
政務活動に使用する割合が 10% 以上であるため

4月・5月・6月分事務所賃料 225,000 × 0.7 = 157,500円

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

お取扱明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
02 04 25	12510455-0035
カード発行金融機関・店番・口座番号	
1251-	*****
お取引金額	
お取引 お引出	
お取引 お引出	
時刻	お取引金額
10:51	¥225.000*
説明コード	お取引後残高

[振込手数料]

※ 領収書
※ 領収書

お受取人

ご依頼人

ウメサワ ヨシカス様

印紙税申告納
税務署承認済


川口信用金庫 C-10-1

使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

賃貸人  (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃借契約を締結する。

第一条 (賃借物件) 甲は乙に次の物件(以下「本物件」という)を賃借する

建物の表示; 名称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央2-9-14

構造 木造平屋建て

床面積 18㎡

第二条 (賃借期間) 賃借期間の定めは、次のとおりとする。

期間 令和2年1月から令和5年5月までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃料 1か月 金 75,000円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上、各1通を保有するものとする。

賃貸人(甲)   

賃借人(乙) 久喜市栗橋東2-5-8

梅沢佳一 

整理番号 / 3 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="text-align: center;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="text-align: center;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="text-align: center;">6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p style="text-align: center;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text"/> <input type="text"/> 2年 <input type="text"/> <input type="text"/> 4月 <input type="text"/> <input type="text"/> 25日 5月26日, 7月3日, 7月25日
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 </div> <p style="font-size: small; text-align: center;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 .212,600 × 0.9 191,340)</p>
使 途	事務所賃料 (令和 2 年 5 月 ~ 令和 2 年 8 月)
支 出 先	有限会社スズヨシ

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

賃貸借契約更新書

コーポ三町事務所102号室にて、賃貸人（有限会社 スズヨシ、（以下甲という）と賃借人 齋藤 邦明（以下乙という）は下記条項を承諾の上、平成30年8月24日付をもって賃貸借契約を更新することを合意する。
 契約内容は、平成26年8月25日（契約期間 平成26年8月25日～平成28年8月24日）契約の貸室賃貸借契約書及び（契約期間 平成28年8月25日～平成30年8月24日）の貸室賃貸借契約更新書を使用します。

改定事項

- 第一条 本更新より、家賃 48,060 円（消費税込）、管理費 2,160 円（消費税込）、駐車場代 1 台無料円、水道代 2,000 円 と改定する。
- 第二条 賃貸借期間は平成30年8月25日より平成32年8月24日迄と改定する。
- 第三条 敷金は原契約書の預かり分に0円を追加し、0円の預かりとする。
- 第四条 契約を更新する場合（法定更新を含む）、乙は甲に対して更新料として更新開始時点の新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。また、更新事務手数料として更新開始時点の新賃料の0.5ヶ月分+消費税を乙は甲に対して支払うものとする。
- 第五条 家財保険契約期間満了時には速やかに更新手続きを行う等、本賃貸借契約期間中は家財保険契約の空白期間が発生しないようにするものとする。尚、保険費用は全て乙の負担とする。
- 第六条 更新満了日の2ヶ月前までに乙が原契約書記載の方法で解約手続きをしなかった場合、新条件の賃貸借契約更新を乙は、承諾したものとする。
- 第七条 新賃料は平成30年8月25日より適用する。

特約条項追加

1. 本賃貸借契約の解約において解約が月の途中の場合、賃料以外の費用は日割り精算とならない旨を承諾する。
2. 退室後、水道・電気・ガス代その他の支払い等で管理会社または関係者に問合せがあった時は、退室について又は連帯保証人及び緊急連絡先、転居先などを乙の了承なく問い合わせのあった物件管理者または関係者が教えることを了承する。
3. 退出時の原状回復等の負担費用として下記表を目安とします。

修繕箇所	工事内容	工事単位	修繕費用目安	
天井・壁	張替え・塗り替え	一室	クロス張替え	1,500 円/m ² +消費税
襖・障子	張替え・塗り替え	セットごと	襖張替え	4,800 円/枚+消費税
畳	表替え・裏返し	一室	畳表替え	6,000 円/枚+消費税
ルームクリーニング(エアコンクリーニング1台分を含む)		店舗	52,000 円+消費税	
備え付け備品のタバコのヤニ浄代		1 式	別途+消費税	
エアコンのタバコのヤニ浄代		1 台	別途+消費税	

※上記表を目安とするが、相場の変動等があった場合は適当増減して対処する。

4. 提出して頂いた公的書類は理由に関らずご返却できません。
5. 本物件敷地内に駐輪する自転車は入居登録者一人につき1台までとし、駐輪場所は甲及び物件管理者が指定する場所に止めること。駐輪を希望する人は、物件管理者へ必ず届け出て許可をもらうこと。また、駐輪場所は自転車専用とし、原付自転車（50cc以下のオートバイ）、オートバイ等は別途駐車を有料で確保して止めること。なお、許可無く駐輪場所及び本物件敷地内に駐輪又は駐車してある場合、自転車は一回に付罰金5千円、原付自転車（50cc以下）、オートバイ、バイク等は一回に付罰金1万円を貸主又は物件管理者に支払うと共に、持ち主に許可無く処分をしたと見做すも異議を述べないことを了承する。
6. 前月28日までに乙が甲へ当月分賃料の支払いを滞った場合、乙は甲または管理会社へ催促手数料として1回に付3千円を支払うものとする。

- 7. 駐輪場は自転車専用とし、原付自転車(50cc以下のオートバイ)、オートバイ等は別途駐輪場を有料で確保して止めること。なお、原付自転車(50cc以下)、オートバイ、バイク等を許可無く駐輪場並びに本物件敷地内に駐車してある場合、一回につき罰金1万円を貸主又は物件管理者に支払うと共に、持ち主に許可無く処分をしたとしても異議を述べないことを了承する。
- 8. 当物件にインターネットの開線やエアコン等家電製品の設置、取外しによる工事及び設備の修理、清掃等を行う際は、必ず事前に甲の了承を得て、甲指定の業者に設置を依頼すること。万一甲指定の業者を使用せず設置した場合は、乙の全額負担で設置前の状況に修繕するものとする。
- 9. 退室時、通販カタログ等郵便物類の住所変更を必ずしてから退室する事。退室後、アパートポスト等へ届いているものは契約者、連帯保証人の了承なく、連帯保証人住所へ着払いで送る事を了承する。
- 10. 退室の立会日を変更する場合は、新たに2ヶ月前通告とする旨の解約通知書を提出し直すものとする。尚、その際の解約日は提出し直した解約通知書の解除の届日より2ヶ月後とする。
- 11. 退室の立会日当日、予定時間に立会い場所に来なかった場合は担当者の旨として一回につき1万円消費税を頂きます。
- 12. 退室時の立会いは、必ず契約者本人とする。本人以外は受け付けません。
本人が立会えない場合は、保証会社の承諾を得ること。

下記貸主と借主、連帯保証人は左記条件での賃貸借契約の更新が成立したので、本書2通を作成し、
甲乙各記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 20 年 7 月 10 日

物件の表示

所在地 埼玉県児玉郡上里町大字三町南 25-1
名称 コーポ三町 事務所 102号室

(甲) 貸主氏名 有限会社 スズヨシ
住所 埼玉県羽生市西 1丁目 1-1
TEL 048-594-7281



(乙) 借主氏名 齋藤 幸子
住所 埼玉県上里町大字三町南 25-1
TEL [REDACTED]



(丙) 連帯保証人氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
TEL [REDACTED]



管理業者 埼玉県知事(4) 19804号
羽生市西 1丁目 1番地 1号
有限会社 スズヨシ
取締役 鈴木 ゆり子
TEL 048-594-7281 FAX 048-561-3269



取引主任士 登録番号 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
従たる 羽生市西 1丁目 1-1
事務所 有限会社 スズヨシ
TEL 048-594-7281



消費税率改定に伴う諸変更のお知らせ

賃借人様各位

令和1年9月吉日

ピタットハウス本庄店・深谷店 株式会社アットホームズ

本庄店TEL0495-24-6688 担当: [REDACTED]

深谷店TEL048-570-5555 担当: [REDACTED]

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和1年10月より消費税等（消費税および地方消費税。以下同じ）の税率が8%から10%に引き上げられる政府決定がなされました。これに伴い、賃貸借契約および更新については下記の変更を予定しておりますので、予めお知らせいたします。

本件についてのご質問等がございましたら、お問い合わせください。

今後とも弊社への変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

＜消費税等税率改定に伴う変更点＞

(1) 課税物件の賃料等にかかる消費税率改定

令和1年10月1日より、弊社が管理しております課税物件（駐車場等の施設および居住用を除く建物等賃料等が課税対象である物件。以下同じ。）について、一律、賃料等に係る消費税率を10%に改定します。

参考：消費税法上の取扱い

- 土地および居住用建物の賃料等：非課税
- 駐車場等の施設および居住用を除く建物（店舗、事務所等）の賃料等：課税

(例) 既存の契約 賃料が50,000円の場合

	消費税率	税抜賃料	消費税等	合計
現在	8%	46,296円	3,704円	50,000円
令和1年10月分以降	10%	46,296円	4,630円	50,926円

(例) 既存の契約 賃料が54,000円の場合

	消費税率	税抜賃料	消費税等	合計
現在	8%	50,000円	4,000円	54,000円
令和1年10月分以降	10%	50,000円	5,000円	55,000円

以上

整理番号				
------	--	--	--	--

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 02年 4月 27日 </div>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							

使途	<p>事務所・駐車場・賃借料 (令和2年5月分)</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: center;">$68,000 \times 0.9 = 61,200$</p>
----	----------------------------------	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

逢澤 幸一郎

普通預金 ORDINARY ACCOUNT 2

お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)
20--4-27チャリョウトウ	68,000	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

住宅賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める住宅賃貸借契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

物件の表示	本件建物	所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5				
		名称	加藤コーポラス				
		構造	鉄筋コンクリート	造	陸屋根	地上 4階 地下 0階建	
		種類	マンション				
本件住宅	部屋番号	1階 0101号室					
	間取り	3DK	専有面積	52.66㎡ (15.92坪)			
契約期間	令和 元年 06月 01日 から 令和 03年 05月 31日 までの 2年 ヶ月間						
月払金	家賃	59,000 円	支払方法	オリコフォレント			
	共益費	3,500 円	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う			
		円	金融機関	[REDACTED]			
		円	支店名				
		円	種別・口座番号				
	月額合計	62,500 円	口座名義人	[REDACTED]			
敷金	59,000 円 (家賃の 1.00ヶ月分)						
保証金	円 (家賃の ヶ月分)						
一時金	礼金	円 (家賃の ヶ月分)					
	更新料	円 (更新後の家賃の 1.00ヶ月分)					
遅延損害金	年率 14.6%の割合により計算します。						
特約事項 (第29条)	<p>1. 乙は、第21条1項に定める原状回復義務とは別に、甲が、退去時の原状回復工事に際して、本件住宅の汚損の有無及び程度を問わず、指定の専門業者に依頼して行う畳表・襖紙の張り替え及びホームクリーニングの費用の全額を、負担することを承諾しました。</p> <p>2. 甲は乙に対し、2019年6月1日から2019年6月30日までの家賃支払義務を免除します。但し、乙が契約始期より1年未満で解約した場合は家賃1ヵ月分を甲に支払うものとします。</p> <p>3. 乙の使用車の駐車位置は本件建物敷地内12・13番とし駐車料金月額1台分(12番)は無料とします。</p> <p>4. (関)オリコフォレントインシュア初回保証委託料33,950円(契約時)、継続保証委託料10,000円(1年毎)</p>						
賃貸人 (甲)	〒	[REDACTED]					
	住所	[REDACTED]					
賃借人 (乙)	フリガナ	[REDACTED]					
	氏名	澤澤 圭一郎					
賃借人 (乙)	〒	[REDACTED]					
	住所	[REDACTED]					
	フリガナ	澤澤 圭一郎					
	氏名	澤澤 圭一郎					
	生年月日	昭和50年9月16日					
賃借人 (乙)	自宅電話番号	[REDACTED]		携帯電話番号	[REDACTED]		
	勤務先	埼玉県議会		所属部署			
				電話番号	048-824-2111		

自動車駐車場一時使用契約書

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める自動車駐車場一時使用契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

契約締結日 2019年 5月 23日

駐車場所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5					
名称	加藤コーポラス			駐車区画	■	
契約期間	令和元年 06月 01日 から 令和03年 05月 31日 までの 2年 〇ヶ月間					
解約通知	解約期日の1ヶ月前(第12条及び第13条)					
月払金	駐車料	5,000円(消費税別途)				
	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う		支払方法	クレジットカード	
	金融機関	■	支店名	■		
	種別・口座番号	■	口座名義人	■		
預託金	敷金	5,000円(駐車料の税抜金額の 1.00ヶ月分)				
一時金	礼金	円(駐車料の税抜金額の 〇ヶ月分、消費税別途)				
	更新料	円(新駐車料の税抜金額の 1.00ヶ月分、消費税別途)				
特約事項 (第18条)	本件駐車場が、甲の賃貸住宅に併設されているもので、乙がその住宅を並行して賃借している場合に、当該住宅の賃貸借契約が、終了したときは当然に本件契約も終了することを甲・乙は確認しました。					
乙の確認義務	機械式駐車場の場合、乙に確認義務があります(第6条1項)。					
賃貸人 (甲)	住所	■				
	フリガナ 氏名	■				
賃借人 (乙)	住所	■				
	フリガナ 氏名	マイガワ 隆一 郎				
	生年月日	昭和50年 9月 16日				
	自宅電話番号	■	携帯電話番号	■		
	勤務先	埼玉県議会		所属部署	電話番号 048-824-2117	
緊急連絡先 (又は、法人契約 の場合は使用者)	住所	■				
	氏名	■			続柄	■
	自宅電話番号	■		携帯電話番号	■	
	勤務先名称	■		電話番号	■	
車種等	車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車			登録番号	■
	メーカー名	スズキ	車名	エウリイ	色	白
並行契約住宅	名称	加藤コーポラス			居室番号	■
管理会社	株式会社タイセイ・ハウジー 川口営業所 埼玉県川口市栄町3-8-1 048-498-6161		仲介人 埼玉県三郷市早稲田1丁目3番地10 有限会社ケイテイテイ 代表取締役 加藤英泉			

2019年9月吉日

ご契約者各位

株式会社タイセイ・ハウジー
川口営業所 営業所長



消費税率引き上げに伴う賃貸条件変更のご案内

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素よりご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度の消費税法改正に基づき、来る2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

税率引き上げに伴い、ご契約いただいております賃貸物件の内、駐車場（自動車・バイク・自転車）の使用料金につきましては、2019年10月分から改定消費税率に基づく賃貸条件となります。

つきましては、下記をご参照いただき新たな賃料にてお支払いをいただく旨、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、住宅家賃（事業用店舗・事務所を除く）、共益費は非課税でございますので、変更はございません。

敬具

記

◆ お支払額変更について

2019年10月分より、駐車料金（税抜）に消費税10%を加算した金額が新賃料です。尚、住宅と併用してご契約中の場合、駐車場新賃料を合算した合計額がお支払額となります。

＜お支払例＞ ※ご契約中の料金により異なります

現在のお支払額 （参考）月額駐車料 5,400 円 （駐車料 5,000 円 消費税 400 円）

↓

新たなお支払額 （参考）月額駐車料 5,500 円 （駐車料 5,000 円 消費税 500 円）

◆ お支払方法について

＜①お振込の場合＞

2019年10月分から、新たな賃料を契約上の支払期日までにお振込ください。

＜②自動送金をご利用のご契約者様の場合＞

2019年10月分から、自動送金を依頼されている金融機関にて、新たな賃料への変更手続きをお願いいたします。

＜③弊社指定の自動引き落としをご利用の場合＞

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

＜④保証会社の引き落としをご利用の場合＞

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

整理番号 23

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> 2年4月27日 2年5月27日 2年6月29日 </p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"> 81556 </p>	<p>百万 千 円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	---	---

<p>使 途</p> <p style="font-size: 1.2em;">駐車場賃貸料 3ヵ月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
---	--------------------------------

領収書等貼付欄

(株)東工不動産 4/27 5/27 6/29
 (手数料206)
 横川 雅也 30,206 × 9/10 × 3ヵ月 81,556

8

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
02-04-27	振替	*30,206	AP(中子)	
02-05-27	振替	*30,206	AP(中子)	
02-06-29	振替	*30,206	AP(中子)	

※領収書等に
 載)、④発行者
 ※按分した場

23-2

貸借更新契約書

令和元年 8月 6日

貸借人 株式会社 東上不動産 (甲)
 貸借人 横川雅也事務所 代表 横川雅也 (乙)

(1) 貸借の目的物の表示

名称 西口駅前駐車場
 所在地 埼玉県東松山市箭弓町1丁目5347番2
 用途 駐車場 車 輛

(2) 貸借条件

前契約日 2018年6月10日

新契約期間 2019年9月1日 ~ 2020年8月31日

駐車料	10,000円 (1台につき)	-----	-----
		-----	-----
			合計 10,000円

敷金 ----- (1台につき)

更新料 新駐車料の1ヶ月分 (1台につき)

更新手数料 -----

特約事項: 上記以外の契約条項は原契約書に基づくものとし、変更する事無く存続する。
本契約書を2通作成し、甲乙各々記名捺印の上、各1通を保有する。

貸借人住所 埼玉県東松山市箭弓町2-2-16

(甲)

代理人氏名 株式会社 東上不動産 代表取締役 宮村 明彦



事務所 0493-77-5050
自宅

貸借人住所 埼玉県東松山市箭弓町2-12-10

(乙)

フリガナ

氏名 埼玉県議会議員 横川雅也事務所

携帯

貸料振込先

口座番号 No. [Redacted]

名義 [Redacted]

23-3

賃貸借更新契約書

令和2年1月21日

賃貸人 株式会社 東上不動産 (甲)

貸借人 横川雅也事務所 代表 横川雅也 (乙)

(1) 賃貸借の目的物の表示

名称 西口駅前駐車場

所在地 埼玉県東松山市箭弓町1丁目5347番2

用途 駐車場 車 輛

(2) 賃貸借条件

前契約日 2019年4月1日

新契約期間 2020年4月1日 ~ 2021年3月31日

駐車料 10,000円

合計 10,000円

敷金

更新料 新駐車料の1ヶ月分

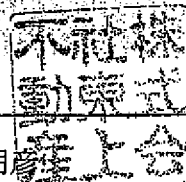
更新手数料

特約事項: 上記以外の契約条項は原契約書に基づくものとし、変更する事無く存続する。
本契約書を2通作成し、甲乙各々記名捺印の上、各1通を保有する。

賃貸人住所 埼玉県東松山市箭弓町2-2-16

(甲)

代理人氏名 株式会社 東上不動産 代表取締役 宮村 明彦 印



自宅

携帯

貸借人住所 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

(乙)

フリガナ
氏名

横川雅也事務所

横川雅也

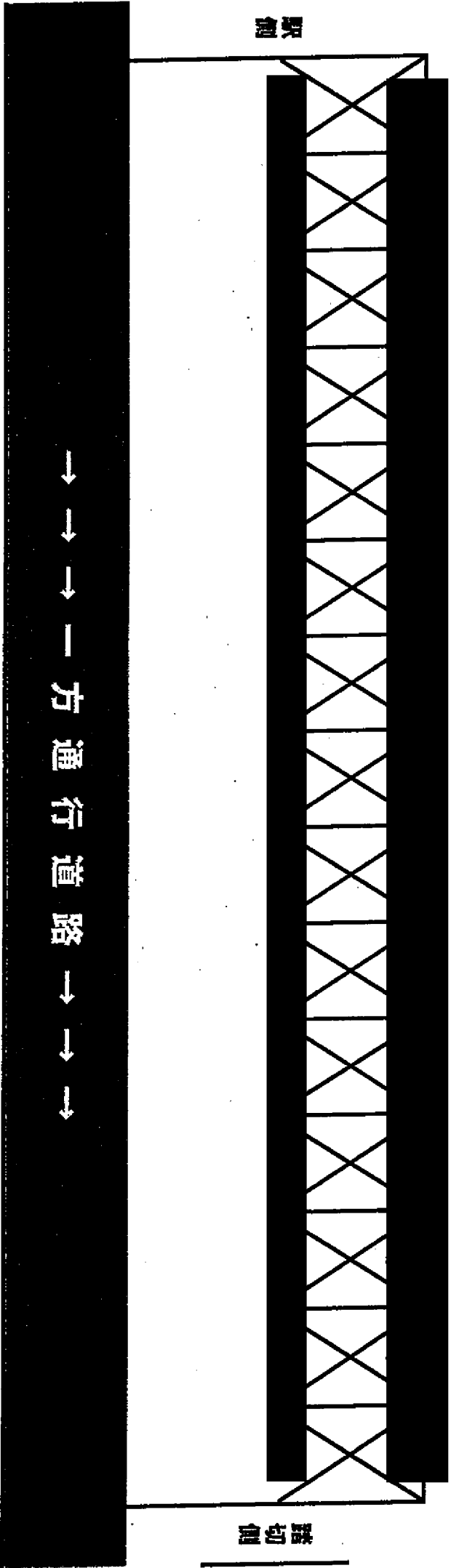
TEL (0493) 77-5050
FAX (0493) 77-1000

賃料振込先

口座番号 No. 名義

23-4

駅側



踏切側

西口駅前駐車場

所在地 箭号町1-5347-2

月額 10,000円

整理番号

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="20"/> 年 <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="27"/> 日	支出額	百万 <input type="text" value="4"/> 千 <input type="text" value="0"/> 円 <input type="text" value="0"/>
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務的 使用料 5月分 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため $50000 \times \frac{8}{10} = 40000$
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領収書

No. 442

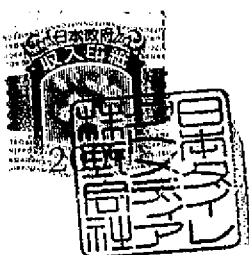
領収日 2020年04月27日

関根信明 様

金額 50,000 円

20年5月政務事務所区画使用料光熱費込

上記、正に領収いたしました。



内訳
 税抜金額: 50,000円
 消費税額等: 0円

〒331-0842
 埼玉県さいたま市北区日進町2-544-1
 埼玉NPOハウス



日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

関根信明様

日付 : 2020年04月27日

請求書番号 : 441

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレクト株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市浦和区津戸2-544-1
埼玉NPOハウス
電話: 048-856-9633



小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2020年5月分 政務調査事務所 区画使用料 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄


整理番号				9
------	--	--	--	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 2年 4月 27日 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: small;"> 5A27日 6A29日 </div>												
支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"> 賃料 58,000 共益費 5,500 保証料 630 </td> <td style="width: 30%; font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="width: 30%;"> 64,130 × 3ヶ月 192,390 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;"> 百万 千 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 153912 </div> 円 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: small;"> ※ 政務活動費を充当した金額を記載 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: small;"> (按分した場合の積算方法 $192,390 \times 0.8 = 153,912$) </td> </tr> </table>	賃料 58,000 共益費 5,500 保証料 630	}	64,130 × 3ヶ月 192,390			百万 千 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 153912 </div> 円	※ 政務活動費を充当した金額を記載			(按分した場合の積算方法 $192,390 \times 0.8 = 153,912$)		
賃料 58,000 共益費 5,500 保証料 630	}	64,130 × 3ヶ月 192,390											
		百万 千 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 153912 </div> 円											
※ 政務活動費を充当した金額を記載													
(按分した場合の積算方法 $192,390 \times 0.8 = 153,912$)													
使 途	事務所家賃 4A~6A分												
支 出 先	住友林業レゾナンス株式会社												

<p>上記のとおり支出しました。</p> <p style="text-align: center;">支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団</p>	
---	---

9-2

貸室賃貸借契約書

【賃借人用】

2012008901-00506

賃貸人を甲、賃借人を乙として、甲と乙は表記内容および裏面条項を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。
本賃貸借契約締結の証として契約書2通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自1通を保管する。



■ 賃貸借の目的物件

名称	サンクヴェール			地上	5階	506	号室
所在地	埼玉県蓮田市本町6-7						
構造	鉄骨	間取	1K	面積	25.5 m ²		

■ 契約条件

契約時	項目	ヶ月	金額	月額費用	項目	金額
	鍵交換				¥24,840	賃料
	預り金_クリーニング代		¥32,400	共益費	¥5,500	
契約期間	2019年07月21日 から 2021年07月20日 まで				付帯契約	なし
更新料	新賃料の1ヶ月分		更新事務手数料	なし		
家賃振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。					

契約締結日 2019年07月21日

賃貸人(甲)	住所	さいたま市大宮区桜木町1-9-1三谷ビル5階		
	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 さいたま営業所長 相馬 宏		
賃貸人代理 (甲の代理人)	住所			
	氏名			
賃借人(乙)	住所	蓮田市 上 1-3-16		
	氏名	山口 京子		
連帯保証人 (丙)	住所			実印
	氏名			
	住所			印
	氏名			

■ 特約事項

9-3

※退去時のクリーニング費用に関する例外の特約

原状回復に関する費用の一般原則は第17条に定めるとおりとするが、乙は例外として、専門業者による全体のハウスクリーニング費用金30,000円（消費税別）については、乙の負担とすることに合意する。
 なお、市場価格の変動等により加算される場合がある。
 以下余白

物件管理者	管理者名	住友林業レジデンシャル株式会社
	電話番号	0486485981

宅地建物取引業者	免許番号	国土交通大臣・ 知事() 第 号
	所在地	
	商号(名称)	印
	政令使用人	
宅地建物取引士	登録番号	知事 第 号
	氏名	印

一般賃貸借
CB190007441C

9-4

349-0123
埼玉県蓮田市本町6-7 サンクヴェール 506号室

「ROOM iD」ご契約内容のご案内

山口 京子 様

この度は家賃保証サービスをご契約いただき、まことにありがとうございます。

201907231 100011 0000254# 1/1
003000

早速ですが、ご契約内容に関する書類を送付いたしますのでご確認ください。

株式会社 エポスカード

●ご契約内容

ご契約者名	山口 京子 様		お問合せ番号	[REDACTED]	
	金額	お支払日			
家賃等	63,500円	2019年 9月 4日 より毎月 4日 (9月家賃) より			
基本保証料	31,750円	2019年 9月 4日 (1回限りのご請求です)			
月次保証料	630円	2019年 9月 4日 より毎月 4日			
お支払方法	エポスカードによるお支払い				

- *「口座引落し」のお客様は、お支払日が金融機関休業日の場合 翌営業日がお引落としとなります
- *お家賃等のお支払額は毎月お届けする、ご利用代金明細でご確認ください(毎月10日以降に送付致します)
- *上記記載の金額は家賃立替委託契約書および保証委託契約書で締結の金額となっております

●同封物について

- ・「ROOM iD」ご契約内容のご案内(当書面)
- ・「ROOM iD」ポイント充当サービスのご案内

*お問い合わせ・相談

◆「ROOM iD」サポートデスク 0120-75-0101
[9:30~20:00]◆「ROOM iD」ホームページ
<http://www.01epos.jp/roomid/>お問い合わせにつきましては「契約者ご本人」様からお願い致します
ご本人様以外の方からのお問い合わせでは詳細の情報開示が出来かねますのでご了承ください

整理番号

9 - 5

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

山口京子

普通預金(兼お借入明細)

年-月-日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)
1			
2			
3	02-04-27 .振替	*64,130	工ホ°スカート"
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11	02-05-27 .振替	*64,130	工ホ°スカート"
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18	02-06-29 .振替	*64,130	工ホ°スカート"
19			
20			
21			
22			
23			
24			

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。

整理番号 0011

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	02年 04月 27日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>543</td> <td>96</td> </tr> </table>	百万	千	円		543	96
百万	千	円							
	543	96							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所賃料 4月分	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $(60000 + 440) \times 0.9 = 54396$
-----	-----------	---

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
48205	02-04-27	17:30
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥60,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
円 千 円		

③ 事務所賃料として

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

小こと。
りない場合は、別紙を使用すること。
付すこと。)

お振込明細またはご案内 電信

お 埼玉縣信用金庫
受 小川支店
取 普通 6203661
人 コ)ハツモツムツヨ様
登録番号 0006

お コクホケソイチ セイムカツウツムツヨ様
取 電話番号 []
取 取扱番号 500003

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を貼付しない場合は*印で消しております。 →

※発行、宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 23

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	2 年 4 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">645</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">28</td> </tr> </table>	百万	千	円		645	28
百万	千	円							
	645	28							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">本町事務所家賃</p> <p style="font-size: large; margin-left: 200px;">$80660 \times 0.8 = 64528$</p>		
-----	---	--	--

10			
14			
15	02-04-27 .送金	*80,000 IB XXXXXXXXXX	<p style="text-align: center; font-size: large;">* 小 島 信 昭</p> <p style="text-align: center;">* 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p> <p style="text-align: center;">* 貼付すること。</p> <p style="text-align: center;">* 貼付すること。</p> <p style="text-align: center;">* 貼付すること。</p> <p style="text-align: center;">* 貼付すること。</p> <p style="text-align: center;">* 貼付すること。</p> <p style="text-align: center;">* 貼付すること。</p>
16	02-04-27 .	*660 手数料	
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。


※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 19 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	02年04月27日							
支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small> <small>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)</small>			6	4	0	0	0
		6	4	0	0	0		
使 途	5月分事務所賃借料							
支 出 先								

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書 (事務所) 更新

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 慎一 (以下「乙」という。)は、この契約書により
 項下に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	森田賃貸事務所(平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に 1階 N03号室 添付した貸事務所図面に基づく場所) 区画番号()	
所在地	(住居表示) 鴻巣市東3丁目11番18号(住居表示) (郵便番号) 鴻巣市東3丁目107番	
構造	木造・鉄骨造 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・瓦葺メタセライト葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (1)階陸/全()戸	
種類	事務所(賃貸事務所)	新築年月 平成12年12月
面積	31.77㎡	
附属施設	公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水道メーター(専用)、冷蔵庫、 駐車スペース(2台分)、電気掃除機1個	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年7月1日から令和4年6月30日まで(3年間)
目的物件の引渡し時期	賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間 満了までとする。

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (消費税等 6,400円)	管理・共益費	月額	家賃	円
敷金	ヶ月	償却	円	附属施設料	円
保証金	400,000円 ヶ月	償却	円	その他	円
その他の条件	毎年15分の1ずつ償却するものとする。(保証金の補填はしない)				
貸与する鍵	鍵No. 本 数	室南玄関	北出入口	ポストの鍵	
賃料等の支払時期	翌月分を前月末までに支払うものとする。				
賃料等の支払方法	口座振込	(振込手数料は借主の負担とする。)			
支払方法	口持参 先				
	口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名) 中屋敷 慎一
(自宅)TEL []
(事務所)TEL 048-5411-8110 (会社名・部署名)
(携帯)TEL []

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 []
	住所 []

管理業者

商号又は名称	TEL []
所在地	国土交通大臣()第 []号
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	
氏名	(賃貸不動産経営管理士; 登録番号 []) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 []
	住所 []

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名 []
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	住所 []
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社名	家賃債務保証会社名 []
		主たる事務所の所在地 []

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新時の更新料はないものとします。契約更新時に更新の書類作成費、他、非義務手数料として貸主、借主はそれぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1ずつ支払うものとします。

頭書(9) 特約事項

特約事項	
------	--

整理番号			20
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	02年04月27日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>352</td> </tr> </table>	百万	千	円			352
百万	千	円							
		352							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	5月分事務所賃借料の振込手数料 $440 \times 0.8 = 352$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため
----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りな
 (別紙にも整理番号(校番)を付す

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
38042	02-04-27	17:09
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		(印) 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内		電信
お受取人		
登録番号	0002	

サイタマケツキ	カイキ	イン	チカヤツキ	ツシ
電話番号	048-541-8110			
取扱番号	600012			

印紙税申告納付に付添浦和税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="27"/> 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="52"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="471"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="96"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value="52"/>	<input type="text" value="471"/>	<input type="text" value="96"/>
百万	千	円							
<input type="text" value="52"/>	<input type="text" value="471"/>	<input type="text" value="96"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>乗客等駐車場賃借料</p> <p>(2020年4月分～2021年3月分)</p>	<p>$52.440 \times 0.9 = 47.196$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---	---

領収書等貼付欄

賃借料 4,000円 × 12ヶ月 = 48,000円

更新料 4,000円

送金料 440円

合計 52,440円

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
02-04-27	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N108	*52,000	
	残高	
<p>送金料金 *440円</p> <p>振込予定日 02-04-27</p> <p>タケウチ マサフミ</p>		

※契約書作成が遅れた為に支払も遅れました。

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

※発行日、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場 賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下、「甲」という。) と借主 武内政文 (以下「乙」という。) は、下記 (1) に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2	指定場所	[REDACTED]
	名称	町田駐車場		

(2) 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ シャトル	登録番号	[REDACTED]
---------	----------	------	--

(3) 契約期間

契約期間	2020年 4月 1日 から 2021年 3月31日 までの 1 年間
------	-------------------------------------

(4) 賃料

賃料 (駐車場使用料)	月額 4,000円 (消費税含)
支払期限: 1. 毎月末日までに翌月分を支払う。 ②. 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。	

支払方法	1. 口座振替	金融機関: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名義人: [REDACTED] 電話番号: [REDACTED]
	②. 振込	※振込手数料は、借主負担とする。
	3. 持参	持参先:

(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]

管理者	商号又は名称	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	所在地	〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908 番地 15	電話	049-292-3405

※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の一ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2年 4月 1 日

甲 (貸主)	氏名	代理人 [REDACTED]	電話	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙 (借主)	氏名 (商号及び代表者)	武内 政文	電話	[REDACTED]
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地		
緊急連絡先	氏名	武内 まさみ 皇政調査事務所	電話	049-292-2802
	住所	入間郡越生町越生 895		
宅地建物取引業者	商号 (名称)	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生 908 番地 15	電話	049-292-3405
	免許証番号	埼玉県知事 (1) 第 2 3 4 4 4 号		
宅地建物取引士	氏名	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生 908 番地 15		

整理番号 24

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<p style="text-align: center;">4月28日 5月28日 6月29日</p>	支出額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">70</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">594</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	2	70	594
百万	千	円							
2	70	594							

使 途	<p>事務所賃貸料3ヵ月分 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄 XXXXXXXXXX 4/28, 5/28, 6/29.

横川 雅也

$$100,220 \times \frac{9}{10} \times 3_{\text{ヵ月}} = 270,594$$

(手数料220)

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
02-04-28	送金	*100,220		
02-05-28	送金	*100,220		
02-06-29	送金	*100,220		

※領収書等には
載、④発行者、
※按分した場合

24-2

事務所賃貸借契約書

賃貸人 (以下、「甲」という。) と賃借人 横川 雅也 (以下、「乙」という。) は、甲の所有する別紙目録記載の建物 (以下、「本件建物」という) の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、平成30年8月1日から平成33年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしく

は本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第12条 乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

24-4

振込口座

金融機関名: [REDACTED]

[REDACTED]: NO. [REDACTED]

口座名義人: [REDACTED]

以上、本契約成立の証として、本書を三通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

平成 30年 8月 1日

賃貸人(甲)

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃借人(乙)

住所 [REDACTED]

氏名 横川 雅也

24-5

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅也

整理番号							14
------	--	--	--	--	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	□□年 □月 □日	支出額	百万 千 円
	20 年 4 月 28 日		7 0 2 9
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	駐車場代(5月分)
-----	-----------

領収書等貼付欄

明細別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

7,810 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	効ル マサ

入出金明細

照会範囲：2020年04月28日～2020年04月28日 照会件数：2件

2020年05月02日 11時42分33秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■			■■■■■	■■■■■
2020年04月 28日	7,810円		RKS (ダイ ワフドウサ	■■■■■

全件数：2件

整理番号 26

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	2 年 4 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">44</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円					44	00
百万	千	円										
	44	00										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>駐車場代(本所事務所) $5,500 \times 0.8 = 4,400$</p>
-----	--

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証

No. _____

小島信昭様

2年 4月 28日

★ 5,500円

但 5月分

上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

貸貸人 [REDACTED]

賃借人 小島信昭 [REDACTED]

(X-カー・車種) 三菱 eKワゴン シルバー

(ナンバー) [REDACTED]

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [] と、賃借人 小島 信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃貸借契約を締結した。

駐車場の表示

所在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人名義 接置区画分（ [] ）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー []
指定区域内には、賃借人が指定した車種のみの駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成30年3月 / 日から平成31年3月 / 日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃貸借成立当時の原状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 3月 / 日

賃貸人：住所 []

氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛分301

氏名 小島 信昭

整理番号 3 3

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	 2 年 4 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">1</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">80</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		8	1		1	80
百万	千	円										
	8	1										
	1	80										

使 途	<p>5月分 事務所賃賃料</p> <p style="text-align: right;">$90,200 \times 0.9 = 81,180$</p>
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
38801	02-04-28	11:28
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥90,200	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※領収書
※領収書
(別紙に)

お振込明細またはご案内

お受取人 **第一勧業信用組合 千田町支店**

普通 6869279

カ)ヒラノツヨクツ"様 5月分

登録番号 0001

マツイヒロツ セイムカット"ウツ"ムツヨ"様

(振込手数料)

すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③発行日、④発行者、⑤宛名が記載されています。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

電話番号 取扱番号 300036	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
--	--------------------

れたか分かるような記載)。

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事
取引会社：株式会社MARUWA
不動産事業部 [REDACTED]
TEL：03-5638-1677

消費税税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率が変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	－円	－円
水道代	700円	700円
消費税	－円	－円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社平野商事 (以下「甲」という。)と借主 松井 弘 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号) 26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/(3)階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	平成6年5月
契約面積	29.65㎡ (8.97坪)			
附 属 施 設	無			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所として

頭書(3) 契約期間

2019年(令和元年)7月20日 から 2022年(令和4年)7月19日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年(令和元年)7月20日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内8%消費税等 0円)	火 災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヵ月)	礼 金	81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	附 属 施設料	
電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.	正面入口			
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社平野商事
	住所	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室

管理業者	商号又は名称	貸主にて自主管理 株式会社平野商事
所在地	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室	TEL 090 (4590) 2797
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

乙は更新時、更新料として新賃料の1ヶ月分、更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分及び消費税額を支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年7月19日

甲・貸主	氏名	株式会社 平野商事	TEL
		代表取締役 張 平	
	住所	〒135-0061 東京都江東区豊洲4-8 TEL・FAX 03-6204-2907	
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-5638-1677
	商号又は名称	株式会社MARUWA
	代表者の氏名	田中 茂穂
	免許証番号	東京都知事(2)第93986号
	免許年月日	平成29年3月16日
宅 地 建 物 取 引 士	氏名	[REDACTED]
	登録番号	[REDACTED]
	業務に従事する 事務所名	株式会社MARUWA
	事務所所在地 TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-5638-1677

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号			13
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	02年04月28日	支出額	百万 千 円 15840
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため		
	馬車場代(職員1客3)	17600 × 0.9 = 15840	

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 書 No. 012128

松澤正議員事務所 令和 2 年 4 月 28 日
 代表 松澤正 様 平成

金 額	百万	千	円
	7	17	600

但下乗費用馬車場乗車料金5月分(税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙



係 印
●

取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text"/> 2 年 <input type="text"/> 4 月 <input type="text"/> 28 日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
百万	千	円							
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため

事務所費(家賃)5月分

$55,000 \times 0.9 = 49,500$

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
56701	02-04-28	09:10	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)	おつり		

お取引現金内訳 (1万円) (6千円) (1千円)	ATM 認証		
お振込明細またはご案内	電信		
お受取人	登録番号 0002		
ご依頼人	〒ハ タツマ様		
電話番号	取扱番号 280001	印紙税申告納付にきず和税務署承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

55,000

0 (振込手数料)

55,000

別紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

令和元年10月1日
消費税増税に伴い

原簿第6号加筆

建物賃貸借契約書

所在地 加須市中央1丁目15-7
建物1階南側部分1.3、2㎡(4坪)

契約期間 令和元年6月16日より令和3年6月15日まで

賃貸料 月額金55,000円也(税込)

振込先 [REDACTED]
[REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的)

1. 乙は本物件を 埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所 として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

第2条 (賃貸借の期間)

- 賃貸借の期間は、令和元年6月16日から、令和3年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、再契約により、更に2年間継続使用することができる。

第3条 (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

第4条 (更新時の賃借料)

再契約後の賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

第 6 条 (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

第 7 条 (権利の移転)

1. 乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第 3 者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第 3 者に転貸し、又、名義の如何にかかわらず、第 3 者に使用させもしくは、共同使用することはできない。
2. 第 3 者が合併、その他による乙の包括継承人である場合、又、社名・代表者の変更の場合にも前項と同様とする。

第 8 条 (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。
2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

第 9 条 (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

第 10 条 (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

第11条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解除することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙において差押え・競売・破産の申し立てを受け、又は会社更生・和議申し立てをしたとき。
3. 乙が解散・廃業・支払停止又は債務の私的整理を公表したとき。
4. 乙が個人の場合、乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
5. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

第12条 (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに次の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙の負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目をもってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償

還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

第13条 (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

第14条 (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する個所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

第15条 (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

第16条 (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本建物諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

第17条 (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

第18条 (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承諾・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

第19条 (報酬の支払)

宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に現金にて支払うものとする。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和元年6月15日

貸貸人(甲) 住所

氏名

賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

立会人 埼玉県加須市浜町3番31号

株式会社 岡不動産 代表取締役 岡 栄一

整理番号 0008

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

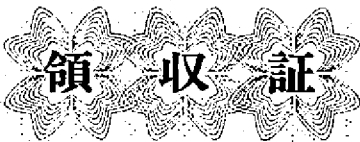
支出年月日	2年 4月 28日	支出額	百万 千 円 3 9 6 0 0
-------	-----------	-----	---------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	ごみ処理代(令和2年4月～令和3年3月)
-----	----------------------

領収書等貼付欄	積算方法(79,200円×1/2)
---------	---------------------

※政務活動と後援会活動、双方の活動での合理的な使用割ができないため、会派の基準により1/2按分とする。



田村たくみ事務所 様

2020年4月28日

¥ 79,200-

但し 令和2年4月～令和3年3月分

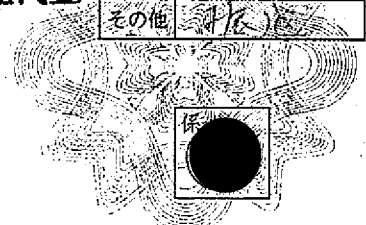
上記の金額正に領収いたしました 塵芥収集運搬処理代金

現金	
小切手	
手形	
その他	



浄化槽 設計施工から維持管理 下水道 管理・清掃
貯水槽 管理・清掃 産業廃棄物 収集・運搬・処理

埼玉中央清掃株式会社
代表取締役 野崎博行
〒337-0053 さいたま市見沼区大和田 1-11-1 TEL 0487-684-9158(代)



※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。


整理番号			2	0
------	--	--	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px;">2</td> <td>年</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td>月</td> <td style="width: 20px;">28</td> <td>日</td> <td>他</td> </tr> </table>	2	年	4	月	28	日	他	
2	年	4	月	28	日	他			
支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $360000 \times .9 = 324000$)</p>	3	2	4	0	0	0	0	円
3	2	4	0	0	0	0	円		
使途	<p>事務所経費、駐車場(5.6.7月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>								
支出先	(有) ケイプランニング								

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団 

3-1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主: [] (以下「甲」という。)と借主 高木 功介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ドムス菱屋 2階 202号室		
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区常盤2丁目9番19号 区画番号()		
		(登記簿)さいたま市浦和区常盤2丁目46番		
	構 造	木造・鉄骨造・ <u>鉄筋コンクリート造</u> ・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・ <u>スレート葺</u> ・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全(6)戸		
	種 類	居宅	新築年月	1985年 1月
面 積	61.55 m ²			
附 属 施 設	ベランダ 9.67 m ²			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務調査事務所(自由民主党県議会議員)

頭書(3) 契約期間

2019年 7月 1日 から 2021年 6月 30日まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年 6月 30日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等) 100,000円 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等) 3,000円 円)	家 財 保険料	18,500円
敷 金	100,000円 (賃料 1ヶ月)	礼金	150,000円	附 属 施設料	月額 (内消費税等) 円 円)
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.	[]	[]		
	本 数	[]	[]		本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[]			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 高木 功介
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名
	住所

管理業者	商号又は名称 有限会社ケイプランニング
所在地	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 TEL 048-824-1423
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	00105
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

更新料は新賃料の1ヶ月分、更新手数料は新賃料の1/4ヶ月分(税別)を支払うこと

頭書(9) 特約事項

<p>1. 本契約書第3条に基づく賃料等の支払いにおける振込手数料は借主負担とする</p> <p>2. 頭書(4)に記載する家財等保険料は2年間に一度支払うものとする</p> <p>3. 本契約を解約する場合は、甲においては6ヶ月前、乙においては3ヶ月前までに各々相手方に対し書面で通知し、この予告期間の完了をもって本契約は終了するものとする</p>

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年 6月 18日

甲・貸主	氏名	●	TEL	●
	住所	●		
乙・借主	氏名	高木 功介	TEL	●
	住所	●		
連帯保証人	氏名	● (別紙承諾書により認証)	TEL	●
	住所	●		

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	主たる事務所 所在地・TEL	●
	商号又は名称 代表者の氏名	有限会社ケイプランニング 小池 東司	商号又は名称 代表者の氏名	●
	免許証番号	埼玉県 大臣 (12) 第 7531 号 知事	免許証番号	大臣 () 第 号 知事
	免許年月日	平成 30年 9月 26日	免許年月日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	●	氏 名	●
	登 録 番 号	●	登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社ケイプランニング さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	●

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	さいたま市浦和区常盤2丁目2番5号
名称	さかえパーキング内 第 [] 号
車種及びナンバー	トヨタ プリウス
賃料	1ヶ月 金17,000円也
敷金	金17,000円也（無利息の約定）

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は令和 3年 9月 17日より令和 3年 9月 16日迄向う2ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することとできる。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲又は甲の指定人に持参して支払うか、甲指定の銀行口座に払い込むものとする。
- 第3条 乙が賃料の支払いを1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた下記記載の管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- (1) 駐車場内で粗暴な運転は行わないこと。
 - (2)ゴミ等は一切捨てないこと。
 - (3) 深夜・早朝等の出入りについては、近隣の迷惑となるような行為を一切行わないこと。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵襲したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。又屋根付等の工作物を作る事は出来ない。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地震等による損害並に火災、盗難等

が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗車等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害をあたえた時、乙は当該相手方に對し賠償するものとする。

第10条 (1) 甲の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

(2) 乙の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 第1条の賃貸借期間満了により本契約を更新した時、事務手数料として甲・乙は新賃料の1ヶ月分ずつを仲介業者に支払う事とする。

(特約条項) 1. 「賃料の振込先」

[]

2. 振込手数料は乙の負担とする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。
令和 3年 8月 30日

貸主（甲） 住所 [] 氏名 []

借主（乙） 住所 [] 氏名 []

通常保証人 住所 [] 氏名 []

仲介業者兼管理者

さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号
有限会社 ケイプランニング
代表取締役 小池 東
TEL 048-824-1423

整理番号			27
------	--	--	----


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">29</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>		2	年		4	月		29	日
	2	年		4	月		29	日		
支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">5</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $60,000 \times 0.9 = 54,000$)</p>			5	4	0	0	0	0	円
		5	4	0	0	0	0	円		
使 途	4月分 事務所賃借料									
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> 様									

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団



事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と
 連帯保証人 XXXXXXXXXX（以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目 1976 番地 7	家 屋 号	1976 番 7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目 4 番 24 号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有 59.62m ² (約 51.4 坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約 280 m ²	
物件の所有者	(住 所) XXXXXXXXXX	(氏 名)	XXXXXXXXXX		
(2) 賃借条件	使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込)	管 理 費	(月額) 円 (消費税 円)	
	敷 金	(賃料の ヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税 円)	
	保 証 金	(3.3m ² 当たり) 円	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税 円)	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保証金の償却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税 円)		<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税 円)	
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	借 料	(賃料の ヶ月分) 円 (消費税 円)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税 円)	
	火災等保険料	実費			
	契 約 期 間	平成 31 年 4 月 11 日 から 平成 33 年 4 月 10 日迄の 3 年間			
借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持 参 払 持 参 先	(住所) (氏名)			
	振 込 先	XXXXXXXXXX		振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)	
	口座 No.	XXXXXXXXXX			
(フリガナ)	XXXXXXXXXX				
	口座名義人	XXXXXXXXXX		金 60,000 円	
	翌月分を毎月末日迄に前払 (翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。				

(3)その他	付 属 施 設					
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面玄関	No.	個	No.	
		東側出入口	No.	個		
						合計
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日						

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

平成31月4月17日

	貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		〒 367-0062 本庄市小島南2-4-7	
(フリガナ) 氏 名	[REDACTED] ●		飯塚 俊彦 ●	
(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	印	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	印
媒 介 業 者			媒 介 業 者	
免許番号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号		免許番号	
所在地	本庄市銀座二丁目10番9号		所在地	
商 号	有限会社 鈴木不動産 ●		商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純 ●		代 表 者	印
電 話	0495-21-1155		電 話	
F A X	0495-22-6304		F A X	
宅地建物取引士 (自署押印)			宅地建物取引士 (自署押印)	
登録番号 氏 名	[REDACTED] ●		登録番号 氏 名	() 第 号 印


整理番号				7
------	--	--	--	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">30</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table> 2年 5 月 29 日 2年 月 日		2	年	4		30	日	
	2	年	4		30	日			
支出額	百万 千 <table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 円		1	1	5	2	0	0	
	1	1	5	2	0	0			
使 途	4 月、5 月分 事務所賃借料								
支 出 先	有限会社 昭和商事								

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団

7-1

3-(2) 住宅賃貸借契約書

丸印の箇所が該当

住宅賃貸借契約書 更新

貸主 有限会社 昭利商事 (以下「甲」という。)と借主 宇田川 幸夫 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	高橋ビル 2階 201号室		
	所 在 地	(住居表示)	八潮市八潮4丁目9-9-201	
		(登記簿)	八潮市八潮四丁目9番9の2	
	構 造	鉄骨造/陸屋根/(3)階建/全(6)戸		
種 類	マンション・アパート・戸建・()	新築年月	平成6年7月	
住戸 部分	間 取 り	(2)LDK・DK・K・ワンルーム	床面積	㎡
附 属 施 設	駐 車 場	含む・含まない		
	バイク置場	含む・含まない		
	自転車置場	含む・含まない		
	物 置	含む・含まない		
	専用庭	含む・含まない		
		含む・含まない		

頭書(2) 契約期間

2019年8月1日 から 2021年7月31日まで(2年間)		
目的物件の引渡し時期	年	月 日

頭書(3) 賃料等

賃 料	月額 70,000円	管 理 ・ 共 益 費	月額 2,000円	家財保険料	金、17,000円
敷 金	金、140,000円 (賃料2ヶ月)			附属施設料	月額 円
更新事務 手数料	金、35,000円			合計	金、52,000円
その他の条件					

整理番号 / / 2

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text"/> 2 年 <input type="text"/> 4 月 <input type="text"/> 3 0 日 5/29,6/30
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <input type="text"/> 1 0 8 0 0 0 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 月額40,000円×3ヵ月×0.9=108,000円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため)
使 途	事務所家賃(4~6月分)
支 出 先	<input style="background-color: black; color: black;" type="text"/>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは次のおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20
氏名 岡地 優

整理番号				3
------	--	--	--	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</div>年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</div>月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30</div>日 5月29日・6月30日 </div>						
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: left;"> $8,482 \times 36 \text{月} = 244,446$ $244,446 \times \frac{9}{10} = 220,002 \text{円}$ <small>(按分した場合の積算方法)</small> </div> <div style="text-align: right;"> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20002</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> </div> </div>	百万	千	2	20002	円	
百万	千						
2	20002						
円							
使 途	家賃・共益費・駐車場料金(4月・5月・6月分)						
支 出 先	(有)村田管理サービス						

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団



事務所賃貸借契約書

物件名	ロイヤルコートムラタ	100号室
-----	------------	-------

2020年 3月 19日

貸主 有限会社村田管理サービス
借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介
管理会社 株式会社グッドステイホーム

事務所賃貸借契約書

賃貸人 有限会社村田管理サービス（以下甲という）と賃借人 埼玉県議会議員 荒木 裕介（以下乙という）とは、第1条記載の物件について次の通り賃貸借契約を締結する。

第1条（賃貸借物件）

甲は、下記表示物件（以下本物件という）を、次条以下の条項により乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

1：本物件の表示

- ① 所在： 埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-10
- ② 構造： 鉄筋コンクリート造 7階建
- ③ 名称： ロイヤルコートムラタ
- ④ 賃貸借部分： 1階 100号室 59.95㎡（約18.13坪）

2：賃貸借条件

- ① 目的： 事務所
- ② 期間： 2020年 3月 19日から 2022年 3月 18日まで
- ③ 賃料： 月額 金 64,815円也（消費税別）
- ④ 共益費： 月額 金 4,630円也（消費税別）
- ⑤ 駐車料： 月額 金 4,630円也（消費税別）
- ⑥ 敷金： 金 80,000円也
- ⑦ 礼金： 金 0円也

第2条（使用目的）

乙は本物件を議員事務所の目的のみ使用し、それ以外の目的に使用することはできない。

第3条（賃貸借期間）

本物件の賃貸借期間は、2020年 3月 19日より2022年 3月 18日迄とする。

第4条（期間内解除）

賃貸借期間中に乙がこの契約を解約しようとする場合は、3ヶ月前までに甲に対し書面によりその旨を予告しなければならない。但し、乙はこの予告に代えて、賃料の3ヶ月分相当額を甲に支払って即時解約することができる。

なお、甲においても6ヶ月前に予告すれば解約をすることができる。

第5条（賃料）

賃料は月額、金64,815円（消費税別）とし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した賃料を支払う。

また、駐車料として月額金4,630円（消費税別）も同様とする。

第6条（共益費）

乙は、共益部分の維持管理に必要な費用に充てるため、共益費として月額金4,630円（消費税別）を賃料と共に毎月末までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した共益費を支払う。

第7条（賃料及び共益費等の改訂）

賃料及び共益費については、賃貸借期間中であっても、物価の高騰、経済情勢等の変動、公租公課その他の負担の増加もしくは法令の改正や施設の改良等があった場合には、甲乙協議の上、甲は乙に対して増額を請求できる。

第8条 (敷金)

- 1: 乙は、この契約に基づく債務の履行を担保するため、敷金として、金 80,000 円を、甲に預託する。但し、敷金は無利息とし、本契約期間中は返還しないものとする。
- 2: 乙に賃料等の延滞損害賠償、その他この契約に基づく債務の不履行があるとき、甲は乙に債務の履行を催告した上、敷金の一部または全部をその弁済に充当することができる。その場合、乙は通知を受けた日から 10 日以内に敷金の不足分を補充しなければならない。
- 3: 乙は敷金の預託が有ることを理由に、賃料その他の債務との相殺を主張することはできない。
- 4: 乙は敷金に関する債務を第三者に譲渡し、または債務の担保の用に供してはならない。
- 5: 甲は、この契約が終了し、乙が賃貸借物件を完全に明渡し、かつ、甲に対する一切の債務の履行した後、6ヶ月以内に敷金を乙に返還する。

第9条 (禁止事項)

乙は、甲の書面による承諾なしに、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- 1: 賃借権の譲渡、または、これを担保の用に供すること。
- 2: 本物件の一部または全部の転貸及び、連絡事務所等名目形式の如何を問わず第三者に占有または使用させ、あるいは第三者を同居させ、共有使用し、もしくは第三者の在室名義の表示をすること。
- 3: 建物の維持保全に害となる行為をすること。
- 4: 甲または他の入居者に迷惑となること、その他甲が不相当と認める行為をすること。

第10条 (本物件内の造作及び設備の新設、変更等)

次の行為をする場合には、乙は予め甲の書面による承諾を得るものとし、かつ、その費用は乙の負担とする。

- 1: 造作、間仕切、建具、その他の新設または模様替えをするとき。
- 2: 電灯の増移設、電話の引き込み架設、給排水、電気設備、冷暖房設備及びその他設備の

新增設変更移転等をするとき。

3：甲の指定する場所以外に看板および広告施設を設置し、または商号、商標の提出表示等をするとき。

4：重量物、嵩高物搬出入または移動するとき。

5：出入口扉及び、鍵の取替または新設するとき。

第 11 条（造作等に伴う公租公課）

乙の設備造作に課せられる不動産取得税、固定資産税等は乙の負担とする。

第 12 条（修繕費等の負担区分）

1：建物の主体構造物及び付属設備の維持保全に必要な修繕は甲が行う。

2：本物件内の壁、天井、床、建具等に関する修繕（塗装替えを含む）及び窓ガラス、電球等の取替は、原則として乙の負担において行うものとする。

3：前項の要修理箇所が生じたときは、乙は速やかに甲に通知するものとし、自己負担の修繕といえども甲と協議のうえ、実施するものとする。

第 13 条（善管注意義務）

乙はこの建物を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

第 14 条（立入権）

1：建物の保全、衛生、防犯、防火、救護等のため必要有る場合、甲または甲の指定する者は随時本物件内に立入り、必要な措置を講ずることができる。

2：前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

第 15 条（損害賠償）

1：乙が本契約の条項のいずれかに違反し、甲に損害を与えた場合には、乙は甲の蒙った損害を賠償しなければならない。

2：乙またはその代理人、使用人、請負人、来訪者、その他関係者の故意または過失により甲または他の入居者もしくは第三者に損害を与えた場合には、乙は直ちにその旨を甲に

通知し、一切これを賠償しなければならない。

第 16 条 (免責事項)

- 1: 震災、風水害、火災その他、甲の責に帰すことのできない事由で乙が蒙った損害及び盗難または設備等の故障による損害については、甲はその責を負わない。

第 17 条 (契約の解除)

乙が次の各号の一に該当するときは、甲は催告を要せずに直ちに本契約を解除し、本物件の明渡しを求めることができるものとし、乙はこれを異議ないものとする。この場合、甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害を請求できる。

- 1: 賃料またはその他の費用の支払いを 3 ヶ月以上遅滞したとき。
- 2: 本物件を第 2 条の目的以外に使用したとき。
- 3: 他の入居者に著しい妨害を与えたとき、または与える恐れのあるとき。
- 4: 甲の信用、名誉を傷つける等の不信行為があったとき。
- 5: 信用が著しく低下したとき、または公序良俗に反する行為があったとき。
- 6: 無断で本物件から退去したとき、または無断で引き続き 30 日以上本物件を使用しなかったとき。
- 7: 乙もしくはその使用人の故意、または過失により本物件もしくは建物を著しく毀損したとき、または火災を発生させたとき。
- 8: 仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、会社更生、解散等があったとき、または被後見人の審判がなされたとき。
- 9: この契約、またはこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

第 18 条 (原状回復義務と明渡し)

- 1: 本契約が終了したときは、乙は賃貸借物件内に設置した造作その他の設備及び乙の所有物全てを撤去し、賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。
- 2: 乙が前項の義務を履行しないときは、甲が任意に乙の費用負担をもって代行しても乙は

何等の異議を申立てないものとし、万が一甲がこの義務の履行を免除した場合においても乙は賃貸借物件内に設置した造作、その他の買取りを甲に対して要求しないことはもちろん、以降の賃借人にたいしても売買譲渡することはできない。

3: 賃貸借物件の明渡しに際しては甲の立会いを必要とし、賃貸借物件内に乙が残置した物すべて甲のためその所有権を放棄し、甲が任意に処分しても乙は何等異議ないことを承諾した。

第 19 条 (明渡し遅延損害金)

この契約が終了し、乙が賃貸借物件を明け渡すべき義務が生じたにもかかわらず、乙が明渡しを遅滞したときは、明渡しすべき日の翌日より明渡し完了までの、賃料及び共益費相当額の倍額並びに、電気水道料金等の諸費用を損害金としてその遅延日数に応じ乙は甲に支払わなければならない。

第 20 条 (立ち退き料等の請求禁止)

乙は賃貸借物件の明渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず賃貸借物件及びその造作、設備について支出した費用または移転料、立退き料、権利金、補償等これに類する要求を一切甲にしてはならない。

第 21 条 (遅延損害金)

乙がこの契約に基づく債務の支払いを遅滞したときは、乙は期日の翌月以降年利 14.6% の割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。

第 22 条 (通知の義務)

乙はその代表者の移動があったときは、その内容を速やかに書面により甲に通知しなければならない。


第 23 条 (契約条項以外の事項)

この契約に定めていない事項または疑義が生じたときは、法令および一般貸しビルの商習慣に従い、甲乙が協議して定める。

第 24 条 (管轄裁判所)

この契約に基づく訴訟についてはさいたま地方裁判所またはさいたま簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第 25 条 (特約)

- 1: 賃料等の支払いは振込によるものとし、振込手数料は乙の負担とする。
- 2: 賃料等の振込先: 
- 3: 賃料等の支払い方法及び振込先に変更のある場合は、変更する月の 3 ヶ月前までに甲より乙に書面にて通知するものとする。
- 4: 契約期間満了後本契約を更新する時は新賃料の 1 ヶ月分の更新料を乙は甲に支払うものとする。
- 5: 契約更新に際し、乙は取引業者に対し書類作成料として新賃料の 0.25 ヶ月分 (消費税別) を支払うこととする。
- 6: 乙は本物件の使用に際し、近隣に迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに乙の責任において対処をすること。

この契約成立の証として本書式通を作成し、各自記名押印のうえ甲乙各巻通を保有する。

令和2年3月19日

埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-20

甲

有限会社村田管理サービス

乙

さいたま市桜区西堀 2-2-10 100号室

荒木 裕介

管理会社

免許番号 埼玉県知事 (4) 第 19084 号

所 在 さいたま市中央区鈴谷 5-2-2

商 号 株式会社 グッドステイホーム

代表者氏名 代表取締役 益子 賢治

宅地建物取引士 登録番号 [] 第 [] 号

氏 名 []

整理番号			1	7
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日 2年 4月 30日	支出額 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>4</td> <td>000</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	4	000
百万	千	円					
1	4	000					

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	セキエリテイ
-----	--------

領収書等貼付欄

別紙別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

20000 x 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	効ハシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2020年04月30日～2020年04月30日 照会件数：1件

2020年05月02日 11時42分52秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2020年04月 30日	20,000円		セコム	■■■■■

全件数：1件

自動口座振替のご案内



請求書番号 2003485556

高橋 政雄 様

【お問い合わせ先】
 セコム株式会社
 東浦和営業所
 〒336-0926
 埼玉県 さいたま市 緑区 東浦和 7丁目
 48-12 ガリレオビル3F
 電話番号：048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
 さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

2020年04月02日

ご請求金額	¥20,000
振替予定日	2020年04月30日



お知らせ	
通信欄	

【明細】

(1 / 1)

コード	契約コード	ご契約対象/ご請求内容	発生日/対象期間	本体価格/税額	合計金額
	[Redacted]	事務室 様 ご契約料	2020/04/01~2020/04/30	¥18,182 ¥1,818	¥20,000
合計金額				¥18,182 ¥1,818	¥20,000

ご不明な点、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

整理番号 34

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10交通費</p>
--	--

支出年月日	2 年 4 月 20 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">99</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">00</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		99	00
百万	千	円							
	99	00							

使 途	<p>事務所駐車場代</p> <p style="text-align: right;">$11,000 \times 0.9 = 9,900$</p>
-----	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: center;"> $¥ 500 \times 22日 = 11,000$ </p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">別紙明細</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;"> _____ (振込手数料) _____ </p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p>※領収書等は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号

34 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会内政課

令和 2 年 4 月 30 日

領 収 証

松井弘県政調査事務所 御中

金11,000円也

上記、正に領収致しました。

令和2年4月分の駐車場代として

以上

住所 埼玉県朝霞市仲町2-2-44
パールウィング7階A

氏名 株式会社シェアリングシティ
代表取締役 池田和臣



整理番号			1	4
------	--	--	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">4</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="padding: 0 5px;">日</td> </tr> </table> 2/5/29・2/6/30	0	2	年	0	4	月	3	0	日
0	2	年	0	4	月	3	0	日		
支出額	<p style="margin-left: 100px;">百万 千</p> <table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="padding: 0 5px;">円</td> </tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="margin-left: 100px;">110000*3=330000 330000*0.9=297000</p> <p>(按分した場合の積算方法)</p>		2	9	7	0	0	0	円	
	2	9	7	0	0	0	円			
使 途	事務所 5月、6月、7月賃料 管理費含む									
支 出 先	XXXXXXXXXX									

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

事業用建物賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 松澤正 (以下乙という) と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という) とは事業用建物賃貸借契約 (以下本契約という) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 蓮見昭一登記測量建築設計事務所
所在地 吉川市吉川一丁目30番地26

(登記簿)

種類 事務所 構造 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
面積 専有約83㎡ (約25坪) 登記面積 91.02㎡ その他使用可能面積 なし

物件の所有者 [REDACTED]

(2) 賃貸借条件

使用目的 個人事務所 (その種類)
賃料 月額 100,000 円 (消費税別途)

敷金 なし 保証金 なし

敷金・保証金の返還期間 本物件明け渡し後 30日以内

火災等保険料 なし

契約期間令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から2ヶ月の経過をもって発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

持参払い 持参先 [REDACTED]

振込 振込先 [REDACTED]

名義人 [REDACTED]

振込金額 110,000円 (振込料は乙の負担とする)

翌月分を毎月月末までに (翌月分前払い)

整理番号

20

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
-------------------------------------	---

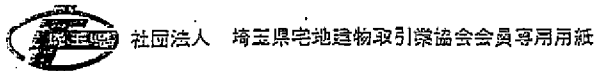
支出年月日	2年4月30日、5月29日、6月30日
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 3 5 1 0 0 0 円 </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 月額 130000円×9/10×3ヶ月=351000円)</p>
使 途	5、6、7月分事務所賃借料
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団

印



店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造 3階建 1階
面積	39.67㎡ (12坪)	保証金	金 ¥360,000.- 円 (年—%償却) (無利息とする)
		敷金	
賃料総額	毎月金 ¥120,000.- 円 (うち消費税額 — 円)		
共益費	毎月金 ¥10,000.- 円	備考	水道料・電気料を含む
管理費			

上記の物件を賃貸人を(甲)として賃借人を(乙)として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は平成29年7月1日より平成32年6月末日まで向こう3年間とする。但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃貸料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明け渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。

2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上で債務に充当しても乙は異議なきこと。

(1) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

(2) 乙が賃料の支払いをヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。

(3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡ししなければならない。

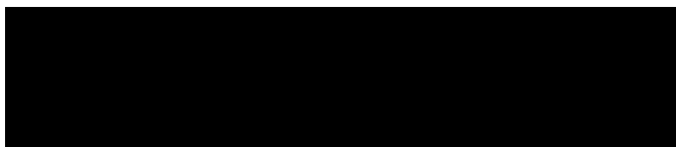
(1) 本物件内共用部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。

(2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。

(3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

人家賃振込口座



整理番号

20 - 4

契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各1通を所持し、仲介業者は契約書控1通を保管するものとする。

平成29年6月4日

貸貸人(甲) 住所 _____
氏名 _____ 印

貸借人(乙) 住所 _____
氏名 新井 一徳 _____
本籍地 _____
勤務先 _____
電話番号 078-394-1600 _____

連帯保証人 住所 _____
氏名 _____ 印
本籍地 _____
勤務先 _____
電話番号 _____

連帯保証人 住所 _____
氏名 _____ 印
本籍地 _____
勤務先 _____
電話番号 _____

整理番号 20 - 5

仲介業者

建設大臣免許

第 5437 号

埼玉県知事免許 [12]

住 所

商 号

代表者

埼玉県北本市中央3丁目65-2

株式会社 島光商店

代表取締役 島村 豊

印

取引主任者 (自署押印) 登録番号 第 XXXXXXXXXX 号 氏名 XXXXXXXXXX

仲介業者

建設大臣免許

第

号

埼玉県知事免許

住 所

商 号

代表者

印

取引主任者 (自署押印) 登録番号 第 _____ 号 氏名 _____ 印



社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員専用紙



店舗賃貸借契約書

物件表示

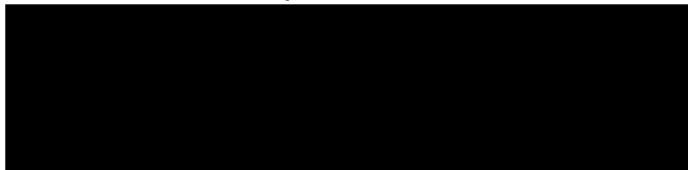
所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造 3階建 1階
面積	39.67㎡ (12坪)	保証金	金 ¥360,000.- 円 (年—%償却) 無利息とする
		敷金	
賃料総額	毎月金 ¥120,000.- 円 (うち消費税額 — 円)		
共益費	毎月金 ¥10,000.- 円	備考	水道料・電気料を含む
管理費			

上記の物件を賃貸人を(甲)として賃借人を(乙)として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和2年7月1日より令和5年6月末日まで向こう3年間とする。但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃貸料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて専業~~事務所~~業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

- 第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明け渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。
2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。
- 第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡するものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上で債務に充当しても乙は異議なきこと。
- (1) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- (2) 乙が賃料の支払いを ヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。
- (3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。
- 第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。
- 第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。
- 第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡さなければならない。
- (1) 本物件内共用部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- (2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。
- (3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
- (特約事項)

人家賃振込口座



整理番号

20

8

契約の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各 1 通を所持し、仲介業者は契約書控 1 通を保管するものとする。

令和 2 年 6 月 30 日

賃貸人 (甲) 住 所

氏 名

賃借人 (乙) 住 所

氏 名

本籍地

勤務先

電話番号

連帯保証人

住 所

氏 名

本籍地

勤務先

電話番号

連帯保証人

住 所

氏 名

本籍地

勤務先

電話番号

新井 一徳

594-1600

印

印

整理番号				8
------	--	--	--	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
<p>支出年月日</p>	<p>02年 04月 30日 5月29日 6月30日</p>
<p>支出額</p>	<p>百万 千 450900円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 167,000X0.9=150,300X3ヵ月=450,900)</p>
<p>使 途</p>	<p>5月分、6月分、7月分 事務所賃借料</p>
<p>支出先</p>	<p>有限会社 赤岩不動産</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(更新)

貸主 有限会社赤岩不動産(以下甲という)と借主 須賀 敬史(以下乙という)と連帯保証人 XXXXXXXXXX(以下丙という)とは、事業用建物賃貸借契約(以下本契約という)に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 ゴールドハイツ 蕨 102号

所在地 住居表示 埼玉県蕨市中央3丁目17番23号

(登記簿)蕨市中央三丁目4356番5 (家屋番号4356番の102, 103)

種類 店舗、事務所

構造 鉄筋コンクリート造5階建

面積 専有約 53㎡(約16坪)

その他使用可能面積 なし

物件の所有者 蕨市中央1-25-6 有限会社赤岩不動産

(2) 賃貸借条件

使用目的 事務所(その種類 事務所)

賃料 167,000円 (消費税 なし)

共益費・管理費 なし

敷金 300,000円

雑費 (町会費)

保証金 なし

敷金の返還時期 本物件明渡後30日以内

更新料 新家賃の1か月分

火災等保険料 任意加入

契約期間 平成29年10月16日から 平成32年10月15日までの3年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月の経過をもって発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

振込払 振込先 XXXXXXXXXX

振込合計金額 167,000円

翌月分を毎月月末までに(翌月前払い)

振込料は乙の負担とする。

8-3

(3) その他	付 属 施 設						
	貸 与 す 覧 鍵 一	正面入口	No. (個)		No. (個)		No. (個)
			No. (個)				
							合 計
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成 年 月 日							

(特約事項)

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

平成 年 月 日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ) 住所 電話番号	〒335-0004 蕨市中央1丁目25番6号 048-431-2325	〒335-0004 蕨市中央1-14-10 グランドコート蕨602 048-443-7847
(フリガナ) 氏名	有限会社 赤岩不動産 代表取締役 赤岩 常光	スガタカン 須賀 敬史

(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	〒 (住所) (氏名) (電話番号)
----------------	--------------------------	--------------------------

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事(9)第10971号	免許番号	
所在地	蕨市中央1丁目25番6号	所在地	
商号	有限会社 赤岩不動産	商号	
代表者	取締役 赤岩 常光	代表者	
電話	048-431-2325 048-431-2326	電話	
F A X		F A X	

取引主任者(自署押印)		取引主任者(自署押印)	
登録番号		登録番号	()第 号
氏名		氏名	

整理番号				9
------	--	--	--	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">4</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="padding: 0 5px;">日</td> <td style="padding-left: 20px;">5月29日</td> </tr> <tr> <td colspan="9"></td> <td style="padding-left: 20px;">6月30日</td> </tr> </table>	0	2	年	0	4	月	3	0	日	5月29日										6月30日
0	2	年	0	4	月	3	0	日	5月29日												
									6月30日												
支出額	<p>百万 千</p> <table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">7</td> <td style="padding-left: 5px;">円</td> </tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $20,951 \times 0.9 = 18,855 \times 3 \text{ヵ月} = 56,567$)</p>			5	6	5	6	7	円												
		5	6	5	6	7	円														
使 途	5月分、6月分、7月分 駐車場賃借料																				
支 出 先	[REDACTED]																				

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場使用契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 須賀 敬史 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	埼玉県蕨市中央1丁目15番20		
	名称	浅香パーキング	指定場所	XXXXXXXXXX

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ホンダ・シャトル	登録番号	XXXXXXXXXX
---------	----------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	2020年4月28日 から 2021年4月27日までの 1年間		
目的物件の引渡し時期	2011年4月28日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 20,951円 (内消費税 1,904円)		
敷金	金 20,000円		
支払期限:	毎月末日までに 当月分 ・ <input type="checkbox"/> 翌月分 を支払う		
支払方法	1. 口座振替	金融機関: XXXXXXXXXX	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2. 振込み	口座番号: XXXXXXXXXX 口座名義人: XXXXXXXXXX TEL: 048(887)8365	
	3. 持参	持参先:	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	XXXXXXXXXX
	住所	XXXXXXXXXX

管理業者	商号又は名称	リアルホーム株式会社
	所在地・TEL	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1 TEL: 048(887)8365
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

9-3

管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	---

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6) 更新に関する事項

1. 更新時、借主は貸主に更新料として新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。
2. 更新時、更新事務手数料として借主はリアルホーム(株)に新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。

頭書(7) 特約事項

1. 契約の解除は1ヶ月前にリアルホーム(株)に当社指定の書面にて通告すること。書面到達時より、1ヶ月間は賃料発生致します。また、口頭の受付は致しません。
2. 貸主からの解除予告は3ヶ月前とする。
3. 駐車場にプレート等を設置する場合は借主負担で行う。プレートは車止めに設置し、退出時は借主の負担と責任において原状に戻すこと。
4. 車庫証明代は5,000円(税別)とする。
5. 消費税の負担、税率等が変更された時はその月よりそれに従うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 4月 28日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 須賀 敬史	TEL 048-443-7847
	住所 蕨市中央1-14-10 グリーンコート蕨602号	
宅地建物 取引業者	商号(名称) リアルホーム株式会社	代表取締役 野澤 忠教
	事務所所在地・さいたま市浦和区東高砂町22-1 TEL・048(887)8365	
	免許証番号 埼玉県知事 (7) 14904号	
宅地建物 取引士	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所名	リアルホーム株式会社
	事務所所在地	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1
	TEL	048(887)8365

※印は実印

整理番号				7
------	--	--	--	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">4</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="padding: 0 5px;">日</td> </tr> </table> 5月29日、6月30日	0	2	年	4	月	3	0	日
0	2	年	4	月	3	0	日		
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="padding: 0 5px;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">(按分した場合の積算方法 $120,000 \times 3 \times 0.9 = 324,000$)</p>	3	2	4	0	0	0	円	
3	2	4	0	0	0	円			
使 途	県政調査事務所家賃(4~6月分)								
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>								

<p>上記のとおり支出しました。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団 </p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> </div>	
---	--

事業用賃借契約書 (更新)

(物件名称)

豊岡貸店舗

1 号室

賃貸人

様

賃借人

杉島 理一郎

様

(株)狭山台商事 稻荷山公園駅前支店

TEL:04-2900-1777

事業用賃貸借契約書 (事務所) 更新①

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 杉島 理一郎 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	豊岡貸店舗 1号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県入間市豊岡4丁目6-7-1		
		(登記簿) 埼玉県入間市豊岡4丁目859番地4 (換地 同所予定地番2街区19区画)		
	構 造	鉄骨造・合金メッキ鋼板葺・平屋建/全2戸		
	種 類	事務所	新築年月	平成27年 3月
	面 積	45.5㎡ (13.76坪)		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県議会議員 政務事務所

頭書(3) 契約期間

令和 元年 10月 1日 から 令和 4年 9月 30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期 平成27年 5月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 120,000円 (内消費税等 無し)	管理・ 共益費	月額 賃料に込み	家 財 保険料	ご加入下さい
敷 金	600,000円 (賃料 5ヶ月)	駐車料	月額 賃料に込み	償 却	無し
更新料	新賃料の1/2ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/2ヶ月分+税	月 額 合 計	月額 120,000円
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. XXXXXXXXXX				
	本 数 XXXX				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	※振込手数料は乙の負担とする			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 杉島 理一郎
	(自宅) TEL 04-2965-6502
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	■■■■■
	住所	■■■■■

管理業者	
所在地	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	■■■■■
		住所	■■■■■
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

- ①更新時、更新料として新賃料の1/2か月分を、更新事務手数料として新賃料の1/2か月分+消費税を乙は支払うものとする。
- ②更新時、新規契約時加入の連帯保証人の続行また借家人賠償責任保険に継続加入すること。この際費用が発生します。

頭書(9) 特約事項

- ①日割賃料等は、平成27年5月1日より負担とし、日割賃料の計算は、実日数÷30日とする。
- ②賃料等は、賃貸人指定口座へ毎月末日までに翌月分を振込みにて支払う。また振込手数料は賃借人負担とする。
- ③戸鍵の引渡しは、礼金・敷金等全ての残金清算完了及び指定書類の提出後とする。
- ④契約期間は3年間とし、家賃等の更新は諸物価上昇を基準として行うものとする。
- ⑤更新時には、更新料として新賃料の1/2ヶ月分を、更新事務手数料として新賃料の1/2ヶ月分+税を支払うものとする。
- ⑥家財、借家人賠償、店舗火災保険等の火災保険は、必ず加入すること。
- ⑦駐車場は、賃貸人または物件管理者の指示に従い使用すること。
- ⑧内装設備に関する公租公課及び浄化槽、配水管等の定期清掃費、維持管理費は賃借人負担とする。
- ⑨内装設備工事を伴う物件においては、工事施工前に内装設備図面を賃貸人または物件管理者へ提出し承認を得ること。
- ⑩賃貸借契約が終了した時は、賃借人が施工した内装設備は原状復帰することを原則とする。
- ⑪物件敷地内において、看板、物置、自動販売機、エアコンの室外機を設置する場合は、賃貸人または物件管理者の承認を得ること。
- ⑫契約終了時において、敷金は賃料等の滞納分がある場合は相殺、及び原状回復費用として充当する。
- ⑬本契約の解約の申し出は、3ヶ月前迄に物件管理者へ通知しなければならない。
- ⑭犬、猫等のペットは、飼育しないこと。
- ⑮「自動車保管場所使用承諾証明書」が必要な場合には、3,000円（別途消費税加算）の手数料を支払うものとし振込みにかかる費用は賃借人負担とする。
- ⑯税法の改正により消費税の税率が変動した場合、改正以降については、変動後の税率により計算された月額賃料を支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年9月28日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 杉島 理一郎	TEL 04-2965-6502
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	(新規契約時の連帯保証人続行)

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県入間市二本木108-6 04-2934-3581	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	株式会社 狭山台商事	商号又は名称
	代表者の氏名	代表取締役 長谷川 敏	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事(7)第15603号	免許証番号 大臣知事 () 第 号
	免許年月日	平成29年 5月 6日	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名
	登録番号		登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社 狭山台商事 稲荷山公園駅前支店	業務に従事する事務所名
	事務所所在地 TEL	埼玉県狭山市稲荷山1-8 04-2900-1777	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号				8
------	--	--	--	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。


<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>0</td><td>2</td><td>年</td><td>4</td><td>月</td><td>3</td><td>0</td><td>日</td> </tr> </table> 5月29日、6月30日	0	2	年	4	月	3	0	日
0	2	年	4	月	3	0	日		
支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td></td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> 百万 千 円			2	1	6	0	0	
		2	1	6	0	0			
使 途	事務所来客用駐車場代(4~6月分)								
支 出 先	XXXXXXXXXX								

※ 政務活動費を充当した金額を記載
 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
 $8,000 \times 3 \times 0.9 = 21,600$

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場賃貸借契約書

賃貸人 (以下、「甲」という。)と賃借人 杉島理一郎 (以下、「乙」という。) は、以下のとおり駐車場賃貸借契約を締結する。

(目的)

第 1 条 甲は下記記載の駐車場を、本契約書に記載の条件にて乙に賃貸する。

駐車場の表示
駐車場の所在地 入間市豊岡 4-6-7
専用区画 駐車場のうち 1 台分

(賃料)

第 2 条 賃料は月額金 8,000 円とし、毎月末日限り翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込む方法にて支払うものとする。

(賃貸借期間)

第 3 条 本契約の期間は、平成 27 年 9 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までとする。

(禁止事項)

※ 自動延長中

第 4 条 乙は、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 本件駐車場を第三者に賃貸し、又は第三者に賃借権を譲渡すること
- (2) 本件駐車場に建物その他の工作物を設置し、又は現状に変更を加えること

(賠償責務)

第 5 条 乙は、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

(甲の免責事項)

第 6 条 不可抗力、第三者の行為、その他甲の責めに帰すべき事由以外の事由により、乙の車両に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

(解約)

第 7 条 甲乙は、いずれかの一方から本契約の解約を申し入れることができる。ただし、1 か月以上前に相手方に対して書面で通知すべきものとする。

2 乙が、前項の通知なく解約をなす場合には、1 か月分の賃料に相当する金員を甲に支払うものとする。

(契約解除)

第 8 条 甲は、乙が本契約に違反したときは、何らの催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

(明け渡し)

第 9 条 本契約が期間の満了により終了し、又は前条により解除されたときは、乙は直ちに本件駐車場を甲に返還するものとする。

(協 議)

第 10 条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項が生じたときや、本契約各条項の解釈につき齟齬が生じたときは、信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、甲乙各自その1通を保有する。

平成 27 年 9 月 1 日

貸借人 (甲)

住所 [Redacted]
氏名 [Redacted] (Seal)

貸借人 (乙)

住所 埼玉県入間市豊岡4-6-7-1-101
氏名 杉島 理一郎 (Seal)

生年月日 昭和57年12月16日
連絡先 04-2965-6502

整理番号

56

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2022年4月00日、5月29日、6月00日							
支出額	<p>月額50,000円×3ヵ月=150,000円</p> <p style="text-align: right;">百万 千</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 150,000円×0.8=120,000)</p>		1	2	0	0	0	0
	1	2	0	0	0	0		
使途	事務所賃借料 5月～7月分							
支出先	田中産業(有)							

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



56-2

賃貸借契約書

貸主 田中産業 有限会社 (以下「甲」という。)と借主 渡辺 大 (以下「乙」という。)
 は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	丸山店舗 1階 102号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県ふじみ野市丸山2-18		
		(登記簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 <u>軽量鉄骨造</u> ・その他 ()/瓦葺、 <u>スレート葺</u> 、亜鉛メッキ鋼板葺、セメント瓦葺、 陸屋根、その他()/(2)階建/全(11)戸		
種 類	マンション・ <u>アパート</u> ・戸建・()	新築年月	昭和57年	
住戸 部分	間 取 り	()LDK・DK・K・ワンルーム	床面積	30.97㎡
附 属 施 設	駐 車 場	含む <u>含まない</u>		
	バイク置場	含む <u>含まない</u>		
	自転車置場	<u>含む</u> 含まない		
	物 置	含む <u>含まない</u>		
	専用庭	含む <u>含まない</u>		
		含む・含まない		

頭書(2) 契約期間

2018 年 11 月 22 日 から 2021 年 11 月 21 日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書(3) 賃料等

賃 料	月額 48,000円	共 益 費	月額 2,000円	火災保険料	別途契約
敷 金	48,000円	駐 車 場	別途契約	附属施設料	月額 円
その他の条件					

56-3

貸与する鍵	鍵No			
	本数	1本ずつ合計	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月末日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	振込先	振込先金融機関名: [REDACTED] 預金: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名義人: [REDACTED] 振込手数料負担者: 借主	
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者:	

頭書(4) 借主、緊急連絡先及び入居者

借主氏名	渡辺 大				
緊急連絡先	氏名	渡辺 大		借主との関係	本人
	(メールアドレス)				
	(自宅)TEL				
	(勤務先)TEL			(名称・部署名)	課
	(携帯)TEL	090-4241-4311			
入居者名	年齢	続柄	入居者名	年齢	続柄

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	田中産業 有限会社			
	住所	ふじみ野市丸山7-19			
管理業者	商号又は名称	田中産業 有限会社			
所在地	ふじみ野市丸山7-19	TEL 049-264-9169			
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号			
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載			
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)			
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

56-4

頭書(6) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の 事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	渡辺 大
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証	住所	さいたま市丸山A-3-601
		家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(7) 更新に関する事項

建物の更新手数料は、新賃料の1ヶ月分(消費税別途)とする。

頭書(8) 特約事項

1. 自然外の損傷が生じた場合は、借主の負担で補修することとする。
2. 明渡しの際は、水道・ガス・電気の最終領収書を提示のこと。
3. 現状回復の費用負担。借主の故意・過失。通常の使用 방법에反する使用など借主の責めに帰すべき損耗等及び、室内クリーニング費用は借主の負担とする。

*敷金限り
48,000円

56-5

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

30年11月22日

甲・貸主	氏名 田中産業 株式会社	TEL 049-264-9169
	住所 埼玉県ふじみ野市丸山7-19	
乙・借主	氏名 渡辺 大	TEL 090-4241-4311
	住所 ふじみ野市丸山7-3-601	
連帯保証人	氏名 同上	TEL
	住所	

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	富士見市ふじみ野西 1-18-1	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	049-263-2623	商号又は名称
	代表者の氏名	有限会社 徳新 齊藤 知則	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事(5)18460号	免許証番号 大臣()第 号 知事
	免許年月日	平成30年 6月24日	免許年月日 平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名	██████████	氏名
	登録番号	██████████	登録番号 () 第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社 徳新 富士見市ふじみ野西1-18-1 049-263-2623	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号

57

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2012年4月30日、5月29日、6月30日
支出額	<p>月額8640円×3ヵ月=25,920円</p> <p>百万 千 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 2 0 7 3 6 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $25,920 \times 0.8 = 20,736$)</p>
使 途	事務所駐車場 賃借料 5月～7月分
支 出 先	田中産業(有)

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



57-2

駐車場賃貸借契約書

貸主 田中産業 株式会社

借主 渡辺 大

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、この契約書のより標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名 称	丸山コーポ 駐 車 場	指定場所	■■■■■
所 在 地	ふじみ野市丸山2-18		

標記B 車 種

車 名		登 録 番 号	
-----	--	---------	--

標記C 契約期間

始 期	2019年 2月13日	終 期	2022年 2月12日
-----	-------------	-----	-------------

標記D 賃料等

賃 料	月額 8,640 円 (消費税込)	敷 金	なし	その他	
賃 料 の 支 払 時 期		翌月分を毎月末日迄（翌月前払）			
賃料等の 支払方法	振 込	金融機関名	■■■■■		
		口座名義人	■■■■■	■■■■■	

57-3

標記 E 管理人名

商号 (名称)	有限会社 徳新	代表者	代表取締役 齊藤 知則
事務所所在地	〒354-0035 富士見市ふじみ野西 1-18-1 番地 徳新ビル 1F Tel 049-263-2623		
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 18460 号		

標記 F 特約事項

更新手数料は、新賃料の 1 ヶ月分 (消費税別途) とする。

万一、丸山コーポ入居者が駐車場を利用の場合は、「甲」もしくは、「管理者」より 1 ヶ月前の予告通知をし、「乙」は、何等異議なく予告日までに明け渡しをしなければならない。

本契約の締結を証する為本書を 2 通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各 1 通を保有する。

印

57-4

平成31年2月13日

貸主 (甲)

住所 ふじみ野市丸山 7-19

氏名 田中産業 有限会社

電話 049-264-9169

借主 (乙)

〒356-0035

住所 ふじみ野市丸山 2-3-601

氏名 三度辺 大

電話 090-4241-4311

緊急連絡先 同上

(媒介・代理) 業者

埼玉県知事免許 (5) 第 18460 号

所在地 〒354-0035 富士見市ふじみ野西 1-18-1 番地 徳新ビル 1F

商号 有限会社 徳新

代表者 代表取締役 齊藤知則

取引主任者 (自署押印)

取引主任者登録番号

氏名

整理番号

			19
--	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td> </td><td>2</td><td>年</td><td> </td><td>4</td><td>月</td><td> </td><td>3</td><td>0</td><td>日</td> </tr> </table> , 5月29日, 6月30日		2	年		4	月		3	0	日
	2	年		4	月		3	0	日		
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td> </td><td>2</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> 円 </div> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $100,000 \times 0.9 = 90,000 \times 3 = 270,000$)</p>		2	7	0	0	0	0			
	2	7	0	0	0	0					
使 途	5、6、7月分 事務所賃借料										
支出先	株式会社 ヨコハウス										

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は未記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないように取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
 - (1) 賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
 - (2) 本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
 - (3) その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

(1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。

(2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。

3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

(契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

(原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。

2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。

3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

(乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用物・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしめるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、
狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、
排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地震その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和
平成 元年 6月 1日

貸貸人 (甲) 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

貸借人 (乙) 住 所 さいとう市大宮区浅間町2-78 大宮パズルビル105号室

氏 名 藤井 たいせ事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	<u>105</u> 号室
床面積	<u>48.5</u> m ²

〈 入 居 者 〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

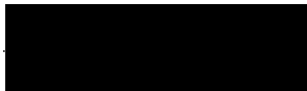
整理番号

20

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

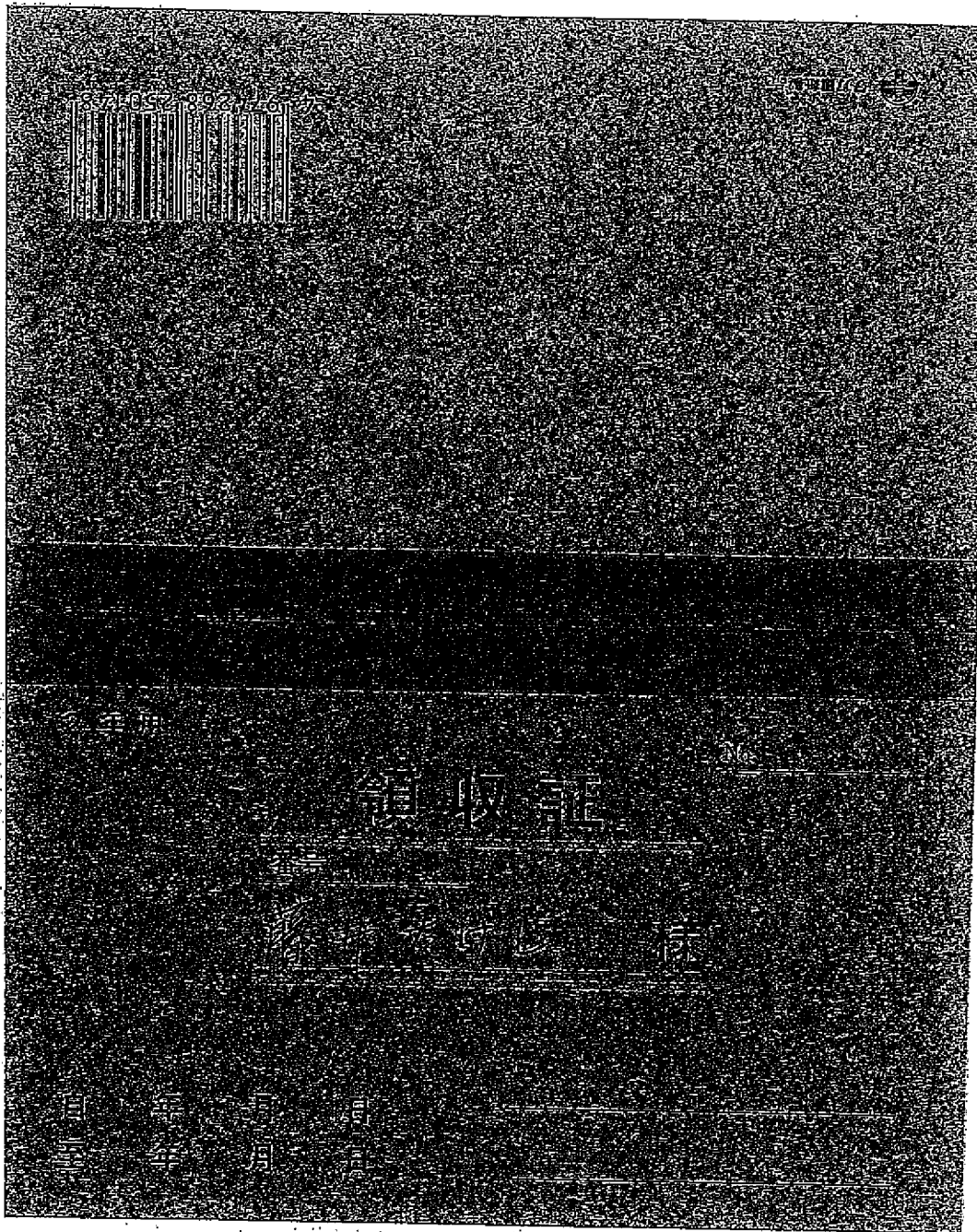
支出年月日	2年 4月 30日, 5月29日, 6月30日
支出額	<p>百万 千</p> <p>0 3 2 4 0 0 円</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $12,000 \times 0.9 = 10,800 \times 3 = 32,400$)</p>
使 途	5、6、7月分 駐車場賃借料
支 出 先	

上記のとおり支出しました。

支出者名




埼玉県議会自由民主党議員団

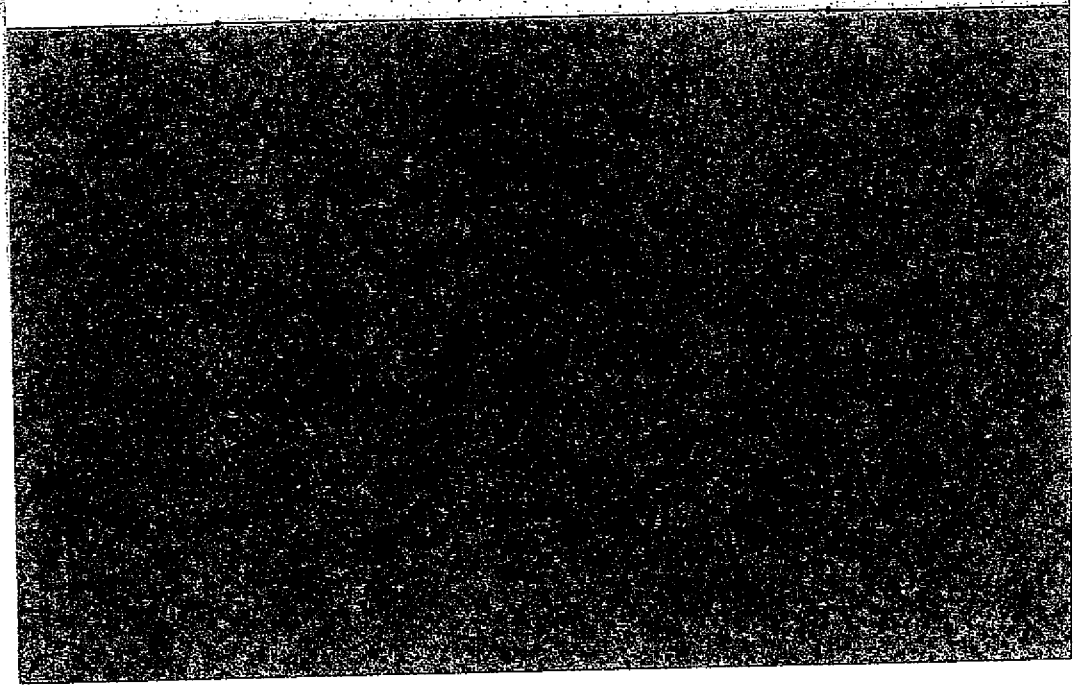




約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を
申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外の
ものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については
一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2020年 5月分	2020年4月30日 受取りました ¥12000-	領収 印鑑	
2020年 6月分	2020年5月29日 受取りました ¥12000-	領収 印鑑	
2020年 7月分	2020年6月30日 受取りました ¥12000-	領収 印鑑	




整理番号			21
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 2年 4月 30日 </div> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">5月29日・6月30日</p>							
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $15,000 \times 0.9 = 13,500 \times 3 = 40,500$)</p>			4	0	5	0	0
		4	0	5	0	0		
使 途	<p>5、6、7月分 駐車場賃借料</p>							
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>							

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団
	

駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[REDACTED]	印鑑	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	[REDACTED]
	氏名	藤井 健 克		

1	場所	さいたま市大宮区浅間町2-73 ⁻¹			
2	駐車場区画	[REDACTED]			
3	車両	車名	登録番号	特約	登録車両以外無断駐車厳禁
4	賃料	一カ月	15,000 円	支払方法	当月末翌月前納
5	期間	自	年 月 日	満	年間
		至	年 月 日		
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし			
7	権利譲渡禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは無催告解除
8	解約	賃貸人	カ月前予告	解約可能	
		賃借人	/ カ月前予告		
9	保証金	金	0 円也	契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還	
10	その他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。			

複製禁止 日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号				7
------	--	--	--	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	2 年 4 月 3 0 日 及6月1日、6月30日	支出額	<table border="1" style="text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 9 0 4 0</td> <td></td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		2 9 0 4 0	
百万	千	円							
	2 9 0 4 0								

使 途	事務所セコム使用料 令和2年4、5、6月分 $36,300 \times 0.80 = 29,040$
-----	--

領収書等貼付欄
埼玉県議会自由民主党議員団

セコム株式会社

4月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円

5月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円

6月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円

合計 29040 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 7 - 3

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

自動口座振替のご案内

〒340-0017
埼玉県 草加市 吉町 5丁目
9-52
埼玉県議会議員 木下博信事務所 様


請求書番号 | 2005507355

【お問い合わせ先】
セコム株式会社
草加支社
〒340-0017
埼玉県 草加市 吉町 1丁目
1-34 吉町店舖 1F
電話番号：048-924-2804

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

2020年06月02日

ご請求金額	¥12,100
振替予定日	2020年06月30日

セコム株式会社
代表取締役社長 尾関 一郎 
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号

お知らせ

通信欄

【明細】 (1/1)

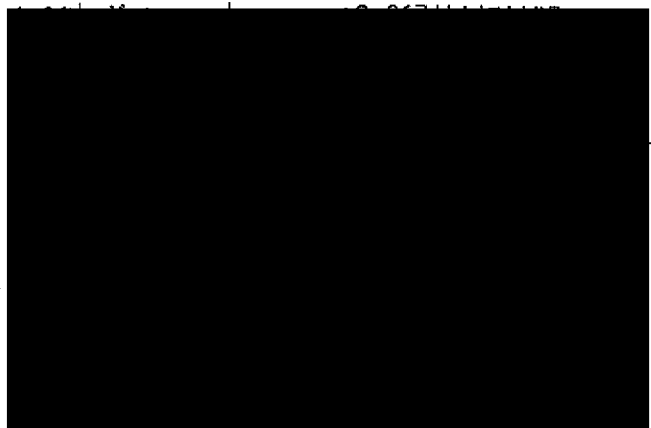
コード	契約コード	ご契約対象/ご請求内容	発生日/対象期間	本体価格/税額	合計金額
		埼玉県議会議員 木下博信事務所 様 ご契約料	2020/07/01~2020/07/31	¥11,000 ¥1,100	¥12,100
				合計金額	¥11,000 ¥1,100
					¥12,100

ご不明な点、お気付きの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

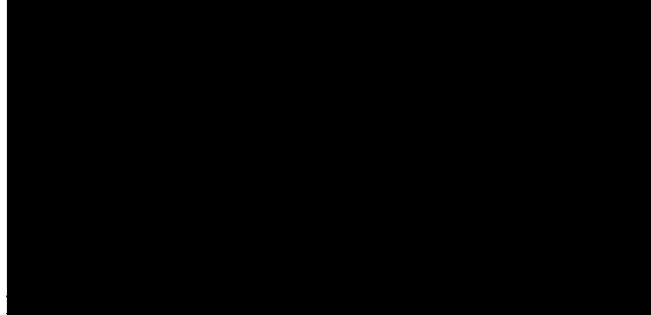
番号 7 - 4

収書貼付欄

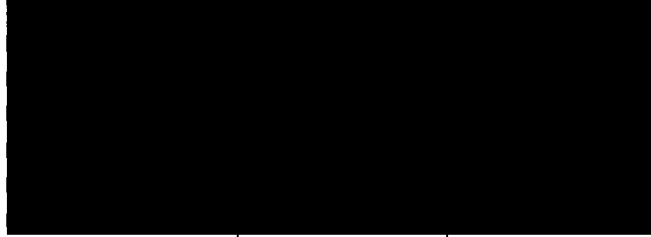
埼玉県議会自由民主党議員団



04-30 .振替	*12,100	セコム.カ
-----------	---------	-------

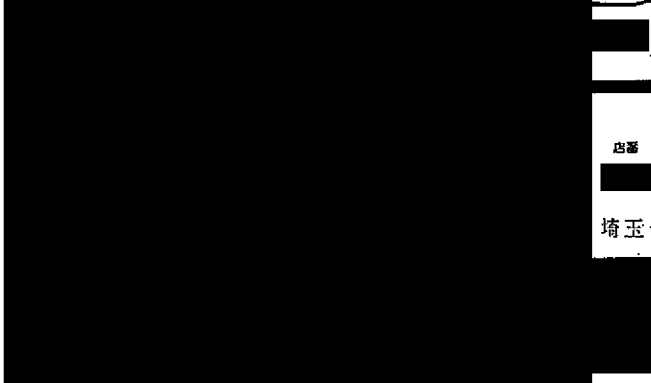


06-01 .振替	*12,100	セコム.カ
-----------	---------	-------



06-30 .振替	*12,100	セコム.カ
-----------	---------	-------

06-30 .振替	*12,100	セコム.カ
-----------	---------	-------



店番 口座番号

埼玉県議会 木下 博信 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

整理番号 8 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	 年 月 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">106480</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		106480	
百万	千	円							
	106480								

使 途	<p>事務所家賃(5月分) 政務活動の使用する割合が8/10のため</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">$133,100 \times \frac{8}{10} = 106,480$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

領 収 証 No. _____

浅井明 県政事務所様
令和2年 5月 1日

★ ¥ 133,100 -

但 森田ビル201賃貸料 (令和2年5月分)

上記正に領収いたしました

※領収書 ④発行者

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

8-2

事務所賃貸借契約書

物件 の 表示	所在地	埼玉県越谷市越ヶ谷 2-8-24	
	名称・階数	森田ビル 2階 201号室	
	面積	約 10.7坪	
	構造	鉄骨造陸屋根3階建て	
賃料	(法定消費税 3,560円別途) 月額 107,000円	管理費 共益費	(法定消費税 1,120円別途) 月額 14,000円
保証金 敷金	(法定消費税 7,000円別途) 金 321,000円	礼金	(法定消費税 7,000円別途) 金 7,000円
<input type="checkbox"/> 本証をもって預かり証とする <input checked="" type="checkbox"/> 別紙預かり証を発行する			

貸主、 (以下、「甲」という) と、借主、浅井 明 (以下、「乙」という) は、次の建物の2階事務所部分 (以下、「本事務所」という) について、次の通り事務所賃貸借契約を締結する。

第1条 (目的)

甲は、本事務所を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。乙は、本事務所を「県政事務所」のために使用し、他の用途に使用しない。

第2条 (期間)

賃貸借契約は、平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3ヶ年間とする。

第3条 (更新)

- 1 甲が前項の期間満了の6ヶ月前までに、又乙が前項の期間満了6ヶ月前までに、各々相手方に対し、更新しない旨の意思表示をしない場合は、この契約は自動更新される。
- 2 この契約が合意又は法定を問わず更新される場合において、その事前又は事後に甲が賃貸借契約書の書き替えを求める時は、乙はこれに応じなければならない。

第4条 (賃料及び共益費)

賃料は、月額金 107,000円 (法定消費税別途) とする。但し、1ヶ月に満たない賃料及び共益費は日割り計算により算出する。

乙は、本事務所の共用部分の維持管理に必要な共益費として月額金 14,000円 (法定消費税別途) を賃料と共に支払うこととする。

翌月分の賃料及び共益費等を毎月27日までに、甲宛に持参又は送金して支払う。送金費用は乙の負担とする。

第5条 (賃料の増額)

甲は、賃貸借期間の開始日から起算して3ヶ年経過する毎に、乙と協議の上、賃料及び共益費を増額することができる。

第6条 (費用の負担)

本事務所に対する公租公課は甲が負担し、本事務所の清掃費、電気、ガス、水道の使用料その他通常借主の負担とされる費用は乙が負担する。

第7条 (敷金)

- 1 乙は甲に対し負担する賃料その他の債務の履行を担保するための敷金として金321,000円を賃貸借契約締結時に、甲に預託する。
- 2 敷金は無利息とする。
- 3 乙は、敷金返還請求権を、第8者に対し譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- 4 乙は、敷金を預託していることを理由に、甲に対し負担する賃料その他の債務の支払いを拒むことができず、又、敷金返還請求権をもって、甲に対し負担する賃料その他の債務につき相殺を主張することができない。

第8条 (敷金の返還・補充)

- 1 甲は、乙に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、乙は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。
- 2 甲は、この契約が終了し乙が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、甲の住所又は甲の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を乙に返還する。

第9条 (遵守義務)

- 1 乙は、本事務所を善良なる管理者の注意義務をもって、占有、使用しなければならない。
- 2 乙は、本事務所において、危険、不潔、喧騒その他近隣の者に迷惑を及ぼす行為及び犬猫等の動物の飼育をしてはならない。
- 3 乙は、敷地、通路、廊下、階段その他の共用部分に私物を置いたり、これを私的に利用してはならない。
- 4 乙は、甲が定める館内使用規定その他の指示事項を厳守する。

第10条 (禁止事項)

乙は、甲の書面による予めの承諾がなければ、次の行為をしてはならない。

- ① 名義の如何を問わず他に対し、賃借権の全部又は一部を譲渡若しくは担保に供し、本事務所の全部又は一部を転貸し、又は経営の委託、委任等のこれらの類似行為をなすこと。
- ② 本事務所の全部又は一部につき、他人を同居させ、又は乙以外の在宅名義を表示し若しくは乙以外の連絡場所に使用すること。
- ③ 第1条2項に定めた本事務所の使用目的を変更すること。

第11

乙

申

費

①

②

③

④

第12

1 甲

要

推

り

2 前

第13

乙

所

第14

乙

第15

1 本

は

2 甲

費

3 乙

床

第16

乙

若

そ

の

は

債

権

第17

乙

が

翌

日

第11条 (原状の無断変更の禁止)

乙は、次の行為をするときは、予め設計図、配線図、配管図等の図面を添付した書面で申込み、甲の書面による承諾を得なければならない。但し、次の行為をするにつき必要な費用は乙の負担とする。

- ① 造作、間仕切り、内装等を新設、付加又は変更すること。
- ② 電気、ガス、水道、冷暖房等の設備を新設、付加又は変更すること。
- ③ 重量物又は電気容量の大きい機器を設置又は増設すること。
- ④ 本事務所の外部に乙の氏名その他のものを標示し（但し通常の規模の表札を除く）又は看板、広告設備その他のものを設置すること。

第12条 (立ち入り点検)

- 1 甲又は甲の指定する者は、建物の保全、衛生、防火、防犯、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め乙に通知した上で、本事務所内に立ち入り、点検修理その他必要な措置をすることができる。但し、緊急を要するときは、事後速やかに乙に報告すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合、乙は、甲に協力しなければならない。

第13条 (通知義務)

乙は、乙又は連帯保証人の商号、本店所在地、代表者、若しくは営業内容又は氏名、住所、職業若しくは勤務先に変更が生じたときは、直ちに、甲に書面をもって通知する。

第14条 (付保)

乙は、本事務所内の備品その他の物件について、損害保険に加入しなければならない。

第15条 (修繕)

- 1 本事務所が毀損、汚損、故障その他の事由により修繕を要する箇所が生じたときは、乙は直ちにその旨を甲に通知する。
- 2 甲は、建物の本体及び甲が設置した建物付帯設備本体の維持保全に必要な修繕を、その費用を負担して行なう。
- 3 乙は、本事務所内の照明器具、コンセント、ガラス、その他の付属品の修繕、壁・天井・床等の小修繕、その他前項に定める以外の修繕を、その費用を負担して行う。

第16条 (滅失・毀損等の損害賠償)

乙若しくはその代理人、使用人、補助者、代行者、又は乙への訪問客若しくは顧客が、その責に帰すべき事由により本事務所を滅失、毀損、汚損又は故障させたときは、乙は直ちにその旨を甲に通知し、かつ甲の請求に従い直ちに原状回復、修繕又は損害の賠償をしなければならない。

第17条 (債務の遅延損害金)

乙が甲に対する賃料その他の債務の支払いを遅滞した時は、甲は、遅滞金額に対し期限の翌日から支払い完了の日まで年20%の割合による遅延損害金を請求することができる。

8-5
第18条 (契約の解除・違約金)

- 1 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は何らの催告を要しないでこの契約を即時解除できる。
 - ① 賃料の支払いを2回以上遅滞したとき。
 - ② 賃料の支払いをしばしば怠ったとき。
 - ③ 滞納処分、強制執行、保全処分、銀行取引停止処分若しくは刑事処分を受け、破産、和議、会社更生の申し立てがあるなどして契約締結時の信頼関係を失ったとき。
 - ④ 賃貸借の申込みの際、乙若しくは連帯保証人の商号、代表者、役員、営業内容等若しくは氏名、住所、職業、勤務先、所属団体等について虚偽の申告をし、不正な手段によりこの契約を締結したとき。
 - ⑤ 営業に違法があり監督官庁の摘発を受けたとき。
 - ⑥ 暴力団、過激な政治活動集団その他反社会的と認められる団体の構成員となったとき、又はその構成員として本事務所及びその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行なったとき。
 - ⑦ 次条第1項の予告をせずに又は予告に代わる金員の支払いをしないで本事務所を明け渡したとき。
 - ⑧ その他、この契約に定める乙の義務に違反したとき。
- 2 前項に基づきこの契約が解除された場合は乙は、違約金として6ヶ月分の賃料に相当する金員を甲に支払わなければならない。

第19条 (中途解約)

- 1 乙がこの契約を賃貸借期間中の中途において解約しようとするときは、乙は、3ヶ月前までに、書面をもって甲に予告しなければならない。この場合、予告のあった日より3ヶ月間経過した日にこの契約は終了するものとし、乙は同日まで本事務所を使用する与否にかかわらず、賃料の支払いその他この契約に基づく一切の義務を履行しなければならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、乙は、予告に代えて3ヶ月分の賃料に相当する金員を支払うことによって、即時にこの契約を解約することができる。
- 3 一旦なした解約予告の撤回及び延期は、甲の書面による承諾がなければその効力を生じない。

第20条 (特殊な終了事由)

- 1 天災地変、火災その他甲の責に帰することのできない事由により本事務所が滅失、毀損し使用不能となったときは、この契約は、将来に向って当然に消滅する。
- 2 公法上の収用その他甲の責めに帰することのできない事由により本事務所の明渡しを要するときは、甲は何らの催告を要しないで、この契約を解除することができる。

第21条 (原状回復・明け渡し)

- 1 賃貸借期間の満了、解除その他の事由によりこの契約が終了したときは、乙は、契約終了と同時に、本事務所を原状回復して無条件で明け渡さなければならない。
- 2 前項の原状回復とは、この契約締結時の本事務所の状況に復帰、回復することをいい、乙は、自己の費用をもって、甲の承諾を得て設置した設備、造作その他の物件を撤去し、

- 本事務所の破損箇所を修理しなければならない。但し、甲の承諾を得た物件については、甲に無償譲渡して残置させることができる。
- 3 乙が前項の原状回復の処置をしないときは、甲は、乙の費用負担において原状回復の処置をすることができる。但し、乙が残置した物件については、乙が甲に無償譲渡したとみなして、甲はこれを任意に処分することができる。
 - 4 乙がこの契約終了と同時に本事務所の明け渡しをしないときは、乙は、契約終了の翌日から明け渡し済みに至るまでの賃料の倍額の割合による遅延損害金及び明け渡し実現のために、甲が出損する弁護士費用等の一切の費用を甲に支払わなければならない。且つ、明け渡し遅延に基づき甲が新賃借人その他の者に対し損害賠償義務を負担するときは、この甲の損害をも賠償しなければならない。
 - 5 明け渡しに際し、乙は、必要費及び有益費の償還請求、造作等の買取請求、移転費用その他名目の如何を問わずに甲に金銭その他の請求をしない。

第 22 条 (連帯保証人)

- 1 乙の連帯保証人は [] とし、この契約に基づく乙の債務を連帯してその債務の履行を保証する。
- 2 この契約が合意又は法定を問わず更新される場合は、更新後の契約についても乙は遅滞なく [] の保証を受ける更新手続きをとることとする。
- 3 [] が行為能力又は弁済の資力を失ったときは、乙は直ちに別の保証人を立てなければならない。

第 23 条 (合意管轄)

この契約に関し当事者間の紛争が生じたときは、甲の住所地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

第 24 条 (信義誠実)

この契約につき定めのない事項が生じ又は各条項の解釈に疑義が生じたときは、当事者は、互いに協議の上信義に従い誠実に処理する。

特約条項

- 1 本契約を更新する際、更新料として乙は甲に新賃料の 1 カ月分を支払うものとする。
- 2 乙は甲に無断で建物敷地内にもものをおくことはできないこととする。但し甲の承諾を得た場合はこの限りではない。この場合乙は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。甲は乙に対し書面により承諾することとする。
- 3 看板を使用する場合は、別途で毎月 5,000 円 (法定消費税別途) を支払う事とする。

【賃料等の振込先】

8-7

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙各自署名又は記名捺印の上、甲及び乙は、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (貸主)

住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

乙 (借主)

住所

埼玉県越谷市越ヶ谷1-8-6

氏名

浅井 明

仲介人

〒340-0011

住所

埼玉県草加市栄町3丁目4番6号

氏名

国土交通大臣(4)第6029号

株式会社 ペストハウジング

代表取締役 八巻 康雄

TEL 048-930-2581



取引士

登録番号 [REDACTED]

整理番号 9

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text"/> 2 年 <input type="text"/> 5 月 <input type="text"/> / <input type="text"/> 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4400</td> </tr> </table>	百万	千	円			4400
百万	千	円							
		4400							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所看板使用料 (5月分)</p> <p>$5500 \times \frac{8}{10} = 4400$</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

領 収 証 No. _____

浅井明県政事務所様 令和2年5月1日

★ ￥5,500-

但 森田ビル201看板料 (令和2年5月分)

上記正に領収いたしました

※領収書(発行者、宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。))、

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			28
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	02年05月07日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1936</td> <td></td> </tr> </table>	百万	千	円		1936	
百万	千	円							
	1936								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所玄関マットリース代 $2420 \times 0.8 = 1936$ 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため
-----	---

領収書等貼付欄

お客様名 埼玉県議会議員 中屋敦慎一事務所様
 鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
 兼 領収書

TEL: 048-541-8110
 C火 00999 8W

ダスキン 鴻巣
 有限会社クリーンショップ
 〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32
 TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

納品日 02年05月07日
 取引 (現金)

商 品 名	数量	単 価	延 び 金 額		区分	納品・回収訂正		
			数量	金額		物品数	金額	回収数
#WHIH 吸塵・吸水マットグレー 30A	2	1210	2	2420				

前回未収残	合計金額	延滞金	領収率
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 収金額
	(10%) 2,420	220	2,420

伝票 NO.0000981255

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="width: 30px; height: 30px; text-align: center;">79</td> <td style="width: 30px; height: 30px; text-align: center;">20</td> </tr> </table>	百万	千	円		79	20
百万	千	円							
	79	20							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">清掃等維持管理費</p>
-----	---

領収書等貼付欄

領収書別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

4400 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 4 - 4

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

お客様名 XXXXXXXXXX
高橋 政雄 様
 048-873-4369

納品・請求書
兼 領収書

株式会社タート
 タンキョウ江戸支店
 〒334-0074 川口市江戸3-9-1
 TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3689
 No.100235872500

発行日 2020年 5月 12日 次回訪問日 2020年 6月 23日 取引 現金

商品	サ-ビス内容	数量	単価	納品・回収金額		納品・回収金額	納品・回収金額	備考
				納品	回収			
家事おてつだいサービス一式		1		8800				
				納品	回収	納品	回収	
				金額	金額	金額	金額	

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
8,800	8,000	800	8,800	17,600 8,800

〒500011
 岐阜県 岐阜市
 DUSKIN

確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX